

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年10月



KASUMIGASEKI CAPITAL

霞ヶ関キャピタル株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式419,985千円（見込額）の募集及び株式73,200千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年10月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

霞ヶ関キャピタル株式会社

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

1. 経営理念

価値の再生

潜在する価値を再生し、価値の化学反応を促進

2. 行動指針

- **社会貢献** 社会貢献のない持続的成長はない
- **次世代へのバトン** 未来への責任を負い続ける
- **突破力** 個人のやりきる力が組織の突破力となる

3. 事業コンセプト

当社は、「環境・エコロジー」、「ライフスタイル」、「地方創生」の3つの事業領域において事業を展開しております。

環境・エコロジー
ライフスタイル
地方創生

成長性のある事業分野

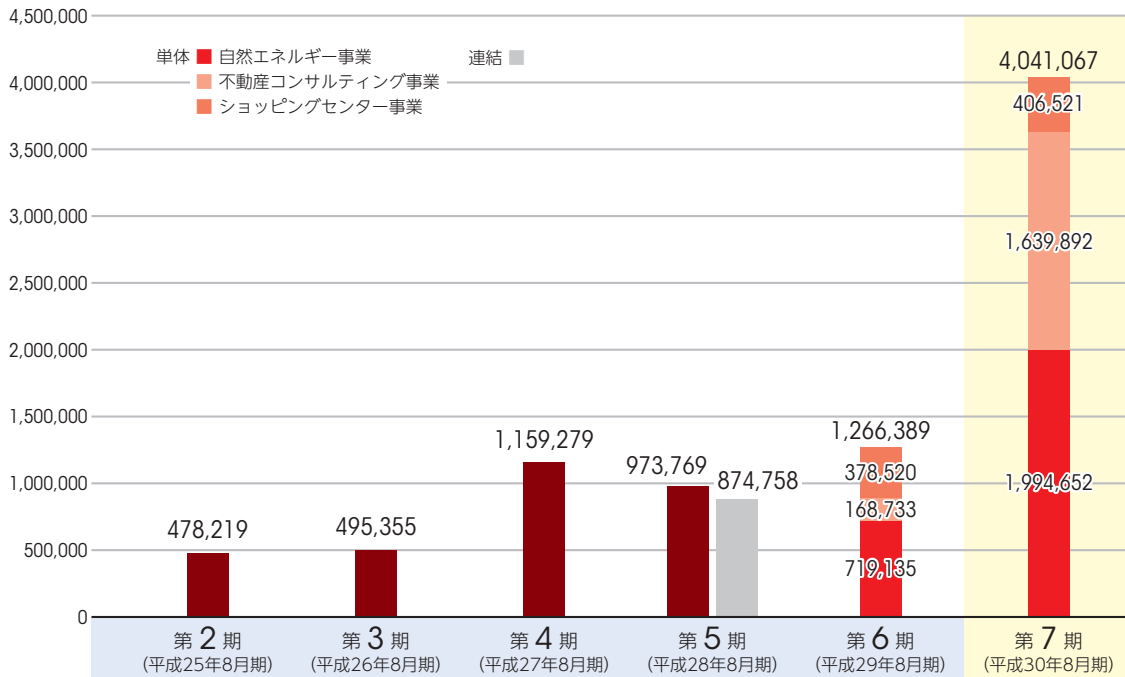
✗

社会的意義のある事業

- 自然エネルギー事業**
 - 太陽光などの再生可能エネルギーを対象とした開発・事業投資を行っています。
- 不動産コンサルティング事業**
 - 未利用や老朽化により有効活用されていない土地や建物を取得し、その不動産の持つ本来の価値を最大化させるためのプロデュースを行います。
- ショッピングセンター事業**
 - 東日本大震災以後、被災したショッピングセンターフォルテを再生することを目的として取得し、ショッピングセンター事業を開始しています。

● 売上高推移

(単位: 千円)



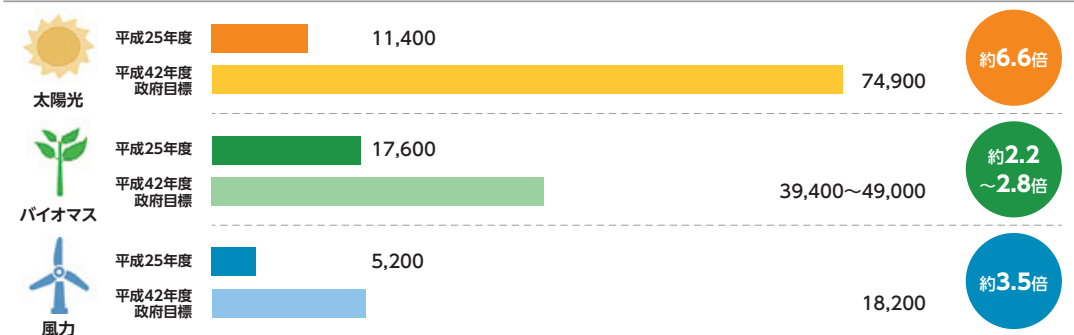
(注) 1. 第2期及び第3期の消費税等の会計処理は税込方式によっております。第4期、第5期及び第6期の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
 2. 第5期において連結財務諸表を作成しておりますが、第6期に唯一の子会社の持分を全て譲渡したことにより、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 事業の内容

4-1. 自然エネルギー事業

世界各国は再生可能エネルギーの導入に係る取り組みを推進しております。平成27年末にはCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において平成32年以降の温暖化対策の国際枠組みについて合意が得られたことにより、今後も世界中で更なる再生可能エネルギーの導入が期待されております。このような中、日本政府は国内における再生可能エネルギーの導入拡大を目的とし、平成24年7月に固定価格買取制度(FIT)を導入しました。また、平成27年7月には「長期エネルギー需給見通し」を公表し、現在の再生可能エネルギー発電の比率を平成42年度までに22%~24%程度に高めることを目標として掲げており、再生可能エネルギー市場の発電量は下図のように見込まれております。

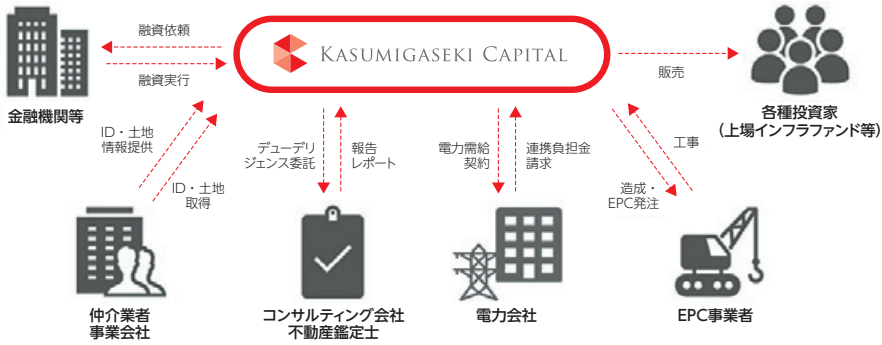
日本国内の再生可能エネルギー発電量 (GWh/年)



出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2015年度版」

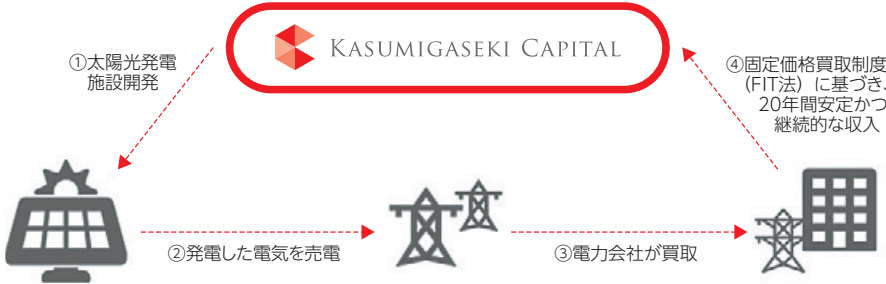
自然エネルギー発電施設の企画・開発・販売について

当社は、太陽光などの再生可能エネルギー発電施設のデベロッパーとして、新しい発電施設の企画・開発・販売を行います。自治体許認可の取得、地権者と土地賃借・売買契約の締結、金融機関等からの資金調達及びEPC事業者との工事契約締結等を行い、再生可能エネルギー発電施設を各種投資家へ販売します。



自然エネルギー売電事業について

当社は、太陽光発電施設を取得・整備し自社で発電した電力を、固定価格買取制度(FIT)に則り登録小売電気事業者又は一般送配電事業者へ販売しております。



自然エネルギー事業における主な開発事例

▶保有（売電中）

▶売却済



165 kW

群馬県

▶群馬千代田太陽光発電施設



572 kW

宮城県

▶フォルテ屋上太陽光発電施設



99 kW

北海道

▶松前小型陸上風力発電施設



718 kW

鹿児島県

▶鹿児島加世田太陽光発電施設



2,160 kW

青森県

▶六戸太陽光発電施設



2,411 kW

宮城県

▶山元第一太陽光発電施設



2,541 kW

大阪府

▶大阪大正区物流センター太陽光発電施設



2,205 kW

静岡県

▶伊豆の国太陽光発電施設



4,640 kW

鹿児島県

▶高隅太陽光発電施設



110 kW

宮崎県

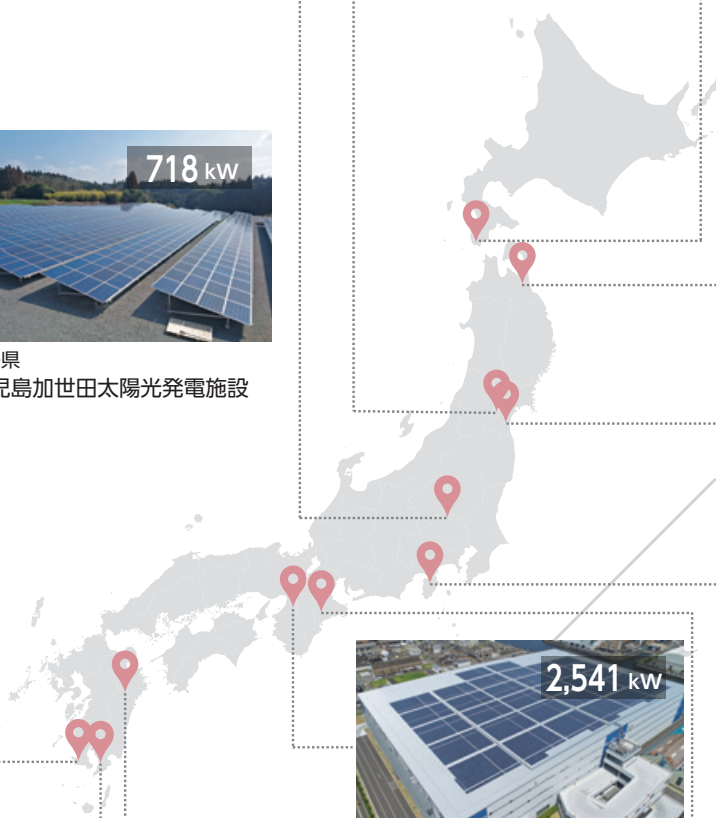
▶高千穂太陽光発電施設



333 kW

三重県

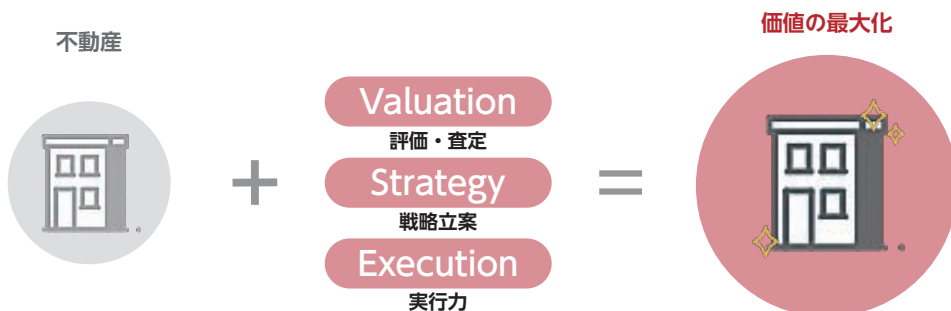
▶三重久保太陽光発電施設



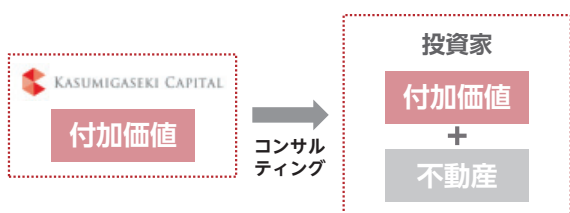
4-2. 不動産コンサルティング事業

当社は、投資家の目線に立った土地の有効活用や新たな投資商品の組成のため、収益不動産(アパート・ホテル・旅館等)の開発や資産運用コンサルティングに着手しつつ、成長性や社会的意義の観点から、インバウンド需要の増加にも着目し、宿泊施設の開発、コンバージョン、リノベーション、リーシング等を実施することで、収益改善、資産価値向上のための施策を立案・実践しています。

不動産コンサルティング事業の特徴



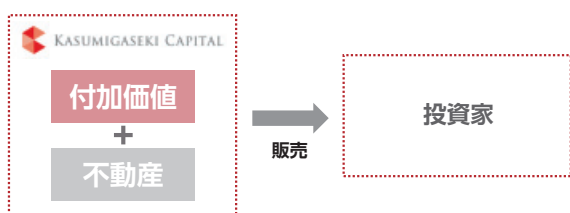
①コンサルティング領域



不動産に関する知見と経験を活かし、投資家に付加価値を提供すべくコンサルティング事業を行っております。

情報の収集力や収集した情報の評価・査定力、不動産活用に係る戦略立案や、並びに当該戦略を具現化する行動力等を付加価値の源泉として、顧客ニーズに対応しております。

②収益不動産売買領域

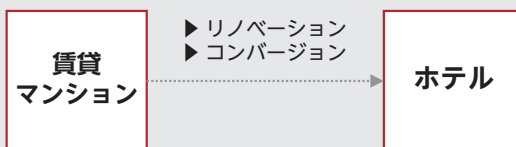
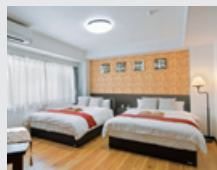
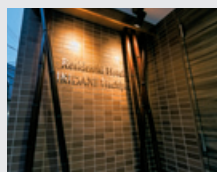


土地を取得して収益不動産の開発を行うだけでなく、リノベーションによってバリューアップをしたうえで販売する事業を行っております。

特に、訪日外国人旅行者の増加に伴う宿泊需要の高まりが見込めるホテル・旅館等に注力しており、開発事業に加えて、既存建物ホテル・旅館等にコンバージョン(建物の用途変更)することによる付加価値の向上を図っております。

不動産コンサルティング事業における主な開発事例

Residential Hotel IKIDANE Machiya (平成30年4月27日売却済み)



バリューアップ

今後のインバウンド需要の成長から不動産の持つ潜在価値の最大化を図り、賃貸マンションをコンバージョンし、ホテルへ用途変更

4-3. ショッピングセンター事業

当社は、地域コミュニティにおける生活基盤としての役割を担い、地域のお客様が利用しやすい魅力ある施設をつくるため、日常生活に密着した質の高いテナントを誘致し、施設の集客力を高めております。施設の集客力向上に伴い、より魅力的なテナントが入居するようになり、さらに施設の集客力が高まるといった好循環な事業環境を作り上げております。

保有ショッピングセンター

施設概要	
名称	フォルテ SEASON'S WALK FORTE
所在地	宮城県柴田郡大河原町
テナント数	51店舗(平成30年9月末時点)
主要テナント	食品スーパー、ドラッグストア、100円ショップ、衣服小売店等
敷地面積	57,327.18㎡ (うち借地面積43,969.43㎡)
延床面積	35,344.97㎡
建物構造	鉄骨、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建
ソーラーパネル	屋根置き:572kW(買取価格40円/kWh)



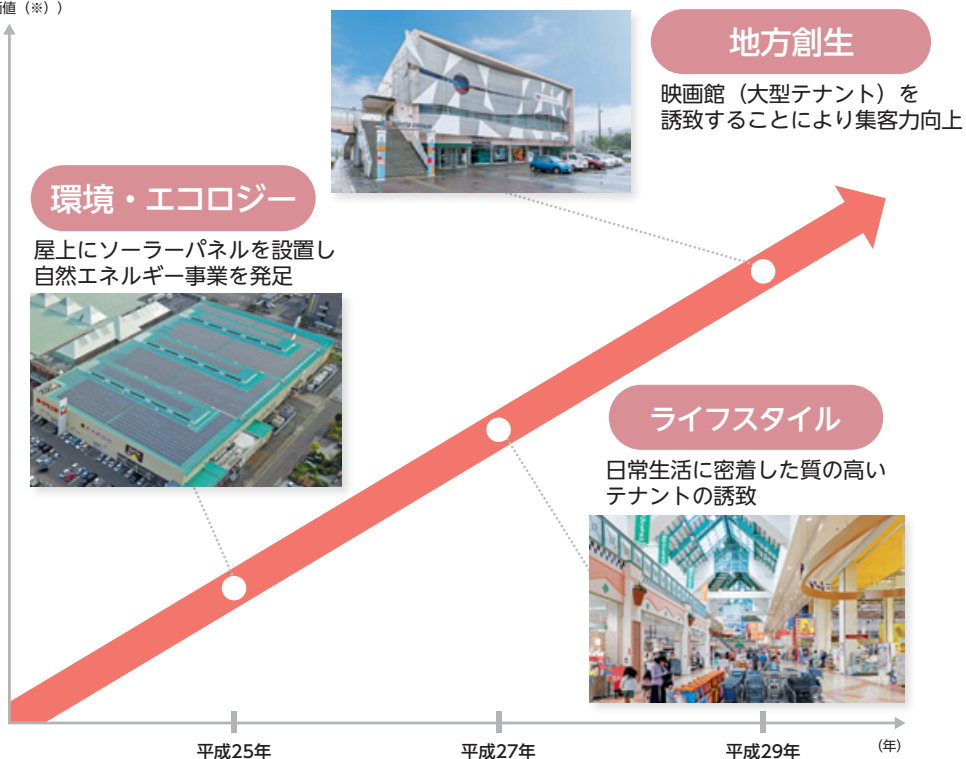
ショッピングセンターの管理運営は、プロパティマネジメント会社と業務委託契約を締結し、建物に関する設備管理、工事管理、清掃管理、保守管理、警備業務等のビルマネジメントは、ビルマネジメント会社と業務委託契約を締結し、ショッピングセンターの資産価値を最大限に高める運用を行っております。

また、当社は信託銀行と不動産信託契約を締結しており、所有権を信託譲渡した信託銀行より、賃借人として賃借(マスターリース)しております。その後プロパティマネジメント会社へ転貸し、さらに各テナントへ転々貸しております。信託配当は、信託銀行から必要な運営経費等を差し引いた金額を受け取っております。

ショッピングセンター事業の歩み

地域に密着した経営方針のもと、さらなる優位性を確保するため、リニューアル、有力テナントの誘致等のテナント戦略を実行し、ショッピングセンター事業の価値向上を図っています。

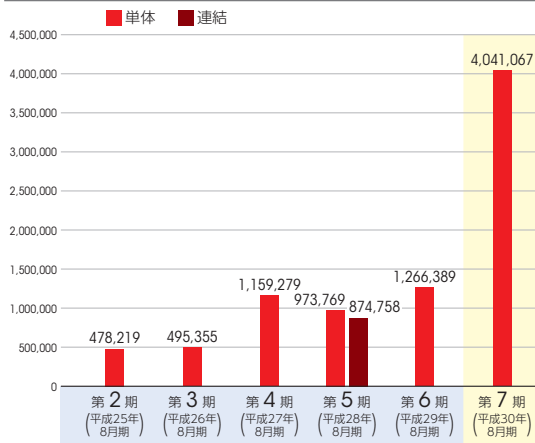
(資産価値 ※)



(※)ショッピングセンターの資産価値について、不動産鑑定評価書を取得しております。

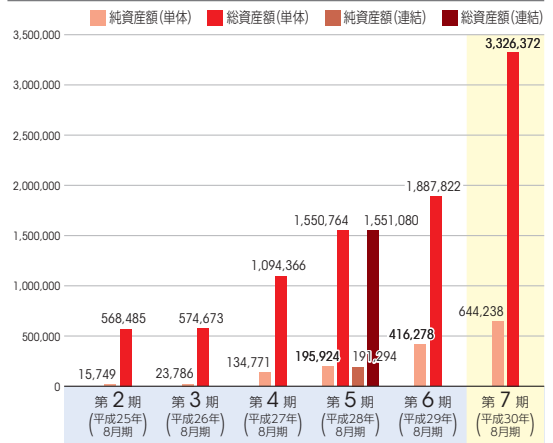
●売上高

(単位:千円)



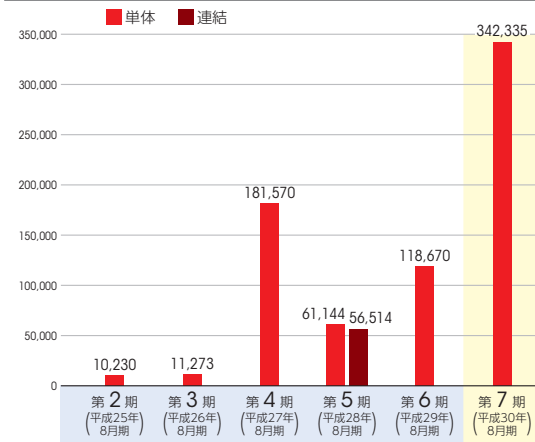
●純資産額／総資産額

(単位:千円)



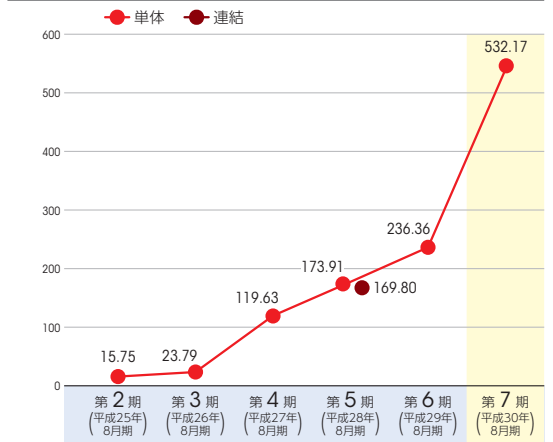
●経常利益

(単位:千円)



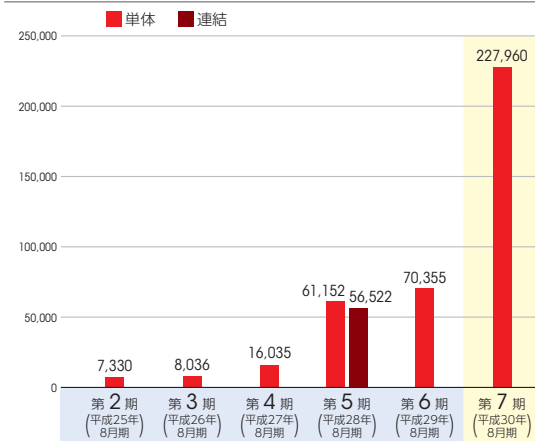
●1株(口)当たり純資産額

(単位:円)



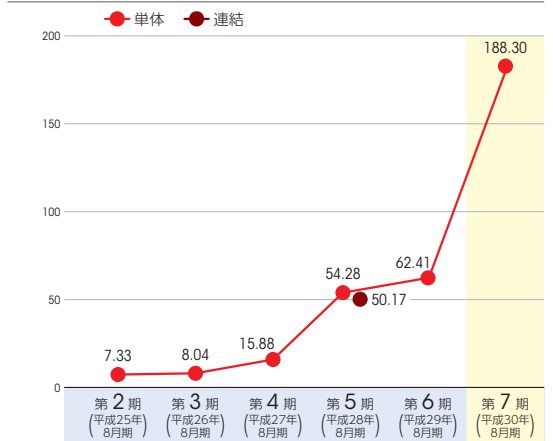
●親会社株主に帰属する当期純利益／当期純利益

(単位:千円)



●1株(口)当たり当期純利益金額

(単位:円)



(注) 平成27年8月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記では、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株(口)当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	6
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 業績等の概要	22
2. 生産、受注及び販売の状況	24
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
4. 事業等のリスク	26
5. 経営上の重要な契約等	32
6. 研究開発活動	32
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	37
3. 設備の新設、除却等の計画	38
第4 提出会社の状況	39
1. 株式等の状況	39
2. 自己株式の取得等の状況	47
3. 配当政策	48
4. 株価の推移	48
5. 役員の状況	49
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	52

第5	経理の状況	58
1.	連結財務諸表等	59
(1)	連結財務諸表	59
(2)	その他	82
2.	財務諸表等	83
(1)	財務諸表	83
(2)	主な資産及び負債の内容	113
(3)	その他	115
第6	提出会社の株式事務の概要	135
第7	提出会社の参考情報	136
1.	提出会社の親会社等の情報	136
2.	その他の参考情報	136
第四部	株式公開情報	137
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	137
第2	第三者割当等の概況	139
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	139
2.	取得者の概況	141
3.	取得者の株式等の移動状況	142
第3	株主の状況	143
	[監査報告書]	145

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年10月24日
【会社名】	霞ヶ関キャピタル株式会社
【英訳名】	Kasumigaseki Capital Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河本 幸士郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-5510-7651
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 廣瀬 一成
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【電話番号】	03-5510-7651
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 廣瀬 一成
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 419,985,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 73,200,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	135,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
1. 平成30年10月24日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成30年11月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 4. 上記とは別に、平成30年10月24日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式20,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年11月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年11月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	135,000	419,985,000	227,286,000
計（総発行株式）	135,000	419,985,000	227,286,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年10月24日開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,660円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は494,100,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年11月19日(月) 至 平成30年11月22日(木)	未定 (注) 4.	平成30年11月27日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年11月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年11月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年11月7日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年11月16日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年10月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年11月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年11月28日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年11月9日から平成30年11月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麴町支店	東京都千代田区麴町六丁目2番6号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年11月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	135,000	—

- (注) 1. 平成30年11月7日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年11月16日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
454,572,000	6,000,000	448,572,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (3,660円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額448,572千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限67,344千円と合わせた、手取概算額合計上限515,916千円について、自然エネルギー事業において、平成31年8月期中に現在開発中の九州電力管内の太陽光発電施設のうち2件の取得・開発資金として300,000千円、及び不動産コンサルティング事業の収益不動産売買領域において、現在開発中の東京都内における保育園用賃貸物件の開発に50,000千円を充当し、残額を不動産コンサルティング事業の収益不動産売買領域における収益不動産の取得・開発資金に充当する予定です。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	20,000	73,200,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 20,000株
計(総売出株式)	—	20,000	73,200,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年10月24日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式20,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,660円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 11月19日(月) 至 平成30年 11月22日(木)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成30年11月16日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成30年11月28日）の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である河本 幸士郎（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年10月24日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式20,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 20,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成30年12月26日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年11月7日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年11月16日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年11月28日から平成30年12月20日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人である河本 幸士郎並びに当社株主である小川 潤之、川口 正人、加藤 裕司、山下 幸三、石井 晃、株式会社トリプル・アイ、南日本ハウス株式会社、小林 祐治、櫻井 浩一、藤原 総一郎、西内 幸士は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年5月26日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年10月24日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期
決算年月	平成28年8月
売上高 (千円)	874,758
経常利益 (千円)	56,514
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	56,522
包括利益 (千円)	56,522
純資産額 (千円)	191,294
総資産額 (千円)	1,551,080
1株当たり純資産額 (円)	169.80
1株当たり当期純利益金額 (円)	50.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—
自己資本比率 (%)	12.3
自己資本利益率 (%)	34.7
株価収益率 (倍)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△569,687
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	101,309
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	436,367
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	175,248
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用人員数〕	4 〔2〕

- (注) 1. 当社は第5期において連結財務諸表を作成しております。第6期は唯一の子会社の持分を全て譲渡したことにより、連結財務諸表を作成しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第5期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。
7. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月
売上高 (千円)	478,219	495,355	1,159,279	973,769	1,266,389
経常利益 (千円)	10,230	11,273	181,570	61,144	118,670
当期純利益 (千円)	7,330	8,036	16,035	61,152	70,355
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	50	50	95,000	95,000	170,000
発行済株式(口)総数					
普通株式 (株、口)	500	500	56,330	56,330	56,330
A種優先株式	—	—	—	—	4,200
純資産額 (千円)	15,749	23,786	134,771	195,924	416,278
総資産額 (千円)	568,485	574,673	1,094,366	1,550,764	1,887,822
1株(口)当たり純資産額 (円)	31,499.93	47,573.64	2,392.54	173.91	236.36
1株(口)当たり配当額 (1株(口)当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株(口)当たり当期純利益金額 (円)	14,660.80	16,073.71	317.51	54.28	62.41
潜在株式調整後1株(口)当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	2.8	4.1	12.3	12.6	22.1
自己資本利益率 (%)	60.7	40.7	20.2	37.0	23.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	289,663
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△319,604
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	237,705
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	374,724
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用人員数〕	— 〔—〕	1 〔—〕	2 〔—〕	4 〔2〕	11 〔2〕

- (注) 1. 平成27年6月30日付で合同会社から株式会社に組織変更しております。
2. 第2期及び第3期の消費税等の会計処理は税込方式によっております。第4期、第5期及び第6期の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株(口)当たり当期純利益金額については、第2期、第3期及び第4期については潜在株式がないため記載しておりません。また、第5期及び第6期については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、第2期、第3期及び第4期につきましてはキャッシュ

ユ・フロー計算書を作成していないため、第5期につきましては連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

7. 第5期及び第6期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員（8時間換算）を外数で記載しております。
9. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。
10. 平成27年8月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株（口）当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第2期、第3期及び第4期の数値（1株（口）当たり配当額については、すべての数値）については太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月	平成28年8月	平成29年8月
1株（口）当たり純資産額（円）	15.75	23.79	119.63	173.91	236.36
1株（口）当たり当期純利益金額（円）	7.33	8.04	15.88	54.28	62.41
潜在株式調整後1株（口）当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株（口）当たり配当額 （1株（口）当たり中間配当額）（円）	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)

2 【沿革】

当社は、東日本大震災で被災したショッピングセンターフォルテ(宮城県柴田郡大河原町)の取得及び再生を目的とした合同会社の設立により事業を開始いたしました。

設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
平成23年9月	宮城県仙台市宮城野区において合同会社フォルテ(現 当社)を設立 ショッピングセンターフォルテ(宮城県柴田郡大河原町)を取得し、ショッピングセンター事業を開始
平成23年11月	本社を宮城県柴田郡大河原町字小島2番地1に移転
平成25年6月	ショッピングセンターの屋上に太陽光パネルを572kW設置し売電を行い、自然エネルギー事業を開始
平成26年3月	伊豆の国太陽光発電施設(静岡県伊豆の国市・2,205kW)を開発(注)1
平成26年9月	笹塚マンション開発に係るコンサルティングを行い、不動産コンサルティング事業を開始
平成26年10月	群馬千代田太陽光発電施設(群馬県邑楽郡・165kW)を取得し、自社発電施設として売電開始 (注)2
平成27年3月	三重久保太陽光発電施設(三重県度会郡・333kW)を取得し、自社発電施設として売電開始(注)2 高千穂太陽光発電施設(宮崎県西臼杵郡・110kW)を取得し、翌月より自社発電施設として売電開始(注)2
平成27年6月	合同会社から株式会社へ改組
平成27年8月	当社の商号を現在の霞ヶ関キャピタル株式会社に変更 本社を東京都千代田区霞が関三丁目7番1号に移転 資本金を95,000千円に増資
平成27年10月	合同会社六戸メガソーラー(六戸太陽光発電施設(2,160kW)の開発SPC)を吸収合併 合同会社G P インベストメント(高隈太陽光発電施設(4,640kW)の開発SPC)を吸収合併 合同会社グリーンパワー(伊豆の国太陽光発電施設(2,205kW)の開発SPC)を吸収合併 合同会社メガソーラー1号(四万十太陽光発電施設の開発SPC)を吸収合併
平成28年2月	合同会社山元第一(山元第一太陽光発電施設(2,411kW)の開発SPC)を設立
平成28年7月	合同会社山元第一を営業者とする匿名組合山元第一を連結子会社化
平成28年10月	連結子会社である匿名組合山元第一の出資持分を売却
平成29年3月	鹿児島加世田太陽光発電施設(鹿児島県南さつま市・718kW)を取得し、自社発電施設として売電開始(注)2
平成29年7月	本社を現在の東京都千代田区霞が関三丁目2番1号に移転
平成29年8月	資本金を170,000千円に増資
平成29年9月	小型陸上風力発電施設(北海道松前郡・99kW)を開発(注)1
平成29年10月	大阪大正区物流センター太陽光発電施設(大阪府大阪市・2,541kW)を開発(注)1
平成29年11月	宅地建物取引業者免許を取得

(注) 1. 各自然エネルギー施設に係る匿名組合出資又は権利譲渡を受けた日を開発の定義としております。

2. 各太陽光発電施設の引き渡しを受けた日を取得の定義としております。

3 【事業の内容】

当社は、潜在する価値を再生し価値の化学反応を促進する「価値の再生」という経営理念のもと、「環境・エコロジー」、「ライフスタイル」、「地方創生」の3つの事業領域において事業を展開しております。事業を遂行するにあたっては、3つの行動指針(社会貢献、次世代へのバトン、突破力)に基づいております。

具体的な事業内容は、①太陽光発電等の発電用地の取得、施設等の開発を行う自然エネルギー事業、②不動産に関連するコンサルティング及び収益不動産の開発を行う不動産コンサルティング事業、③ショッピングセンターの運営を行うショッピングセンター事業の3つで、いずれも社会的意義を有する事業であることが特徴となります。

次の3事業は、「第5 経理の状況 注記事項 セグメント情報等」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 自然エネルギー事業

当社は、太陽光発電等の施設の開発及び販売、電気事業者への売電を行っております。当社の自然エネルギー事業で取り扱う自然エネルギーは一般的に再生可能エネルギーと呼ばれ、永続的に利用可能な太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等の総称です。

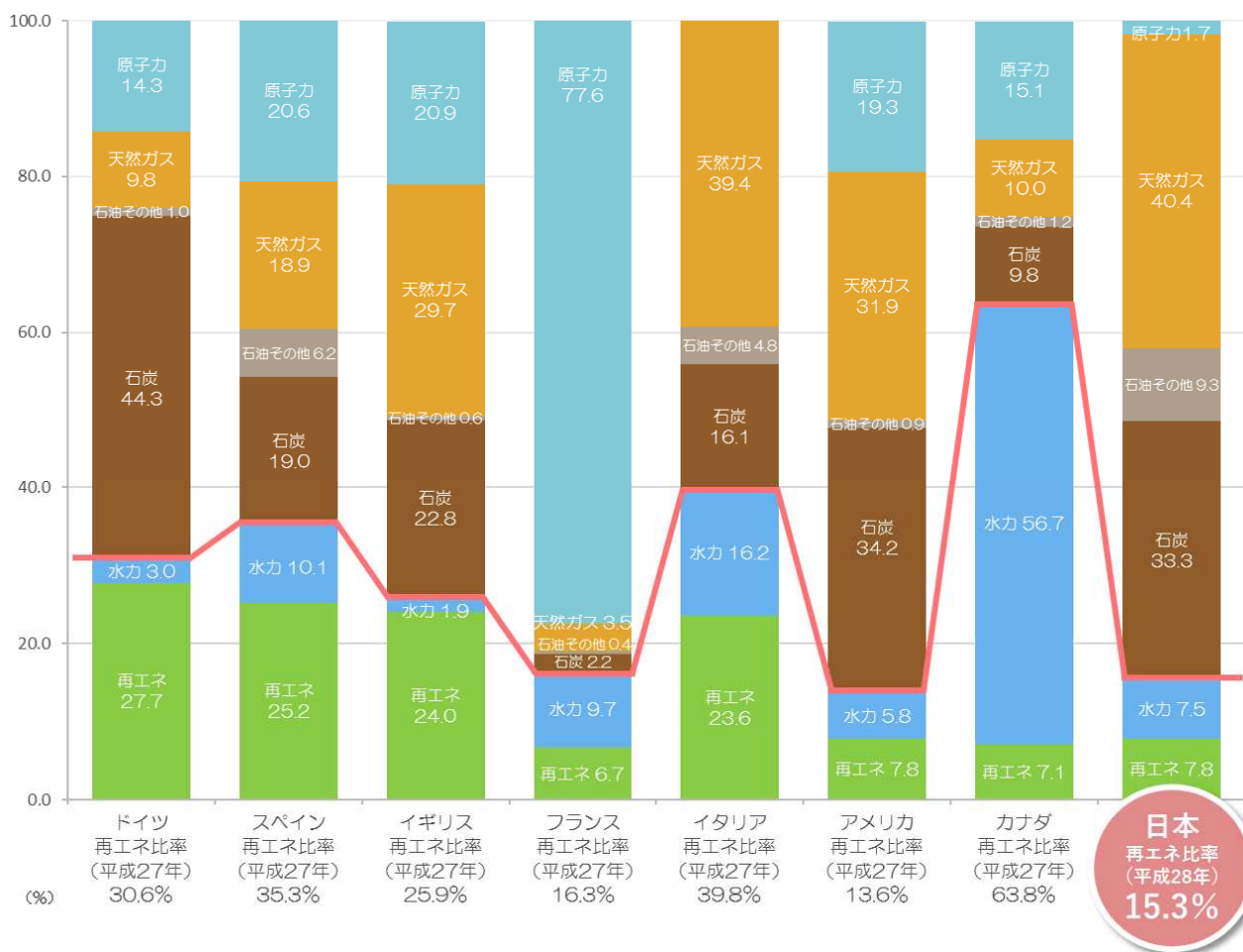
① 再生可能エネルギー政策の潮流

再生可能エネルギーの導入は世界的なエネルギー政策の潮流であり、世界各国は再生可能エネルギーの導入に係る取り組みを推進しております。

また、平成27年末にはCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において平成32年以降の温暖化対策の国際枠組みについて合意が得られたことにより、今後も世界中で更なる再生可能エネルギーの導入が期待されております。

再生可能エネルギーは、国内で調達可能なことから、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上に資するとともに、温室効果ガスを排出しないことから温暖化対策に寄与するエネルギー源として近年注目されています。しかしながら、我が国における発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は、平成28年において15.3%（水力を除くと7.8%）（出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2017年度版」）と欧州主要国に比して遅れているのが現状です。

(発電電力量に占める再生可能エネルギー比率の比較)



出典：経済産業省・資源エネルギー庁HP（日本以外：2015年推計値データ、IEA Energy Balance of OECD Countries（2016 edition）、日本：総合エネルギー統計2016年度速報値※再エネ＝水力を除く）のデータより当社作成

このような世界的エネルギー政策の潮流を受け、日本政府は国内における再生可能エネルギーの導入拡大を目的とし、固定価格買取制度（FIT）（*1）を導入しました。

また、日本政府は平成27年7月に「長期エネルギー需給見通し」（以下「エネルギーミックス」という。）を公表し、現在の再生可能エネルギー発電の比率を平成42年度までに22%～24%程度に高めることを目標として掲げており、再生可能エネルギー市場の発電量は次のように見込まれております。

（国内再生可能エネルギー発電量（GWh/年））

	太陽光	バイオマス	風力	地熱	水力
平成25年度実績	11,400	17,600	5,200	2,600	84,900
平成42年度政府目標	74,900	39,400～49,000	18,200	10,200～10,300	93,900～98,100
成長倍率	約6.6倍	約2.2～2.8倍	約3.5倍	約3.9～4.0倍	約1.1～1.2倍

（注） GWh（ギガ・ワット・アワー）は電力量を示す単位であり、千MWh（メガ・ワット・アワー）、百万kWh（キロ・ワット・アワー）又は十億Wh（ワット・アワー）と同じ量を意味します。

出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2015年度版」

平成30年7月には、第5次エネルギー基本計画が閣議決定され、「2030年のエネルギーミックスの確実な実現に全力を挙げる」こと等が政府方針とされました。

② 自然エネルギー発電施設の事業開発から販売について

自然エネルギー事業では、再生可能エネルギー発電施設のデベロッパーとして、新しい発電施設の企画・開発・販売を行います。

当社は自治体許認可の取得、地権者と土地賃借・売買契約の締結、金融機関等からの資金調達及びEPC事業者（*2）との工事契約締結等を行い、再生可能エネルギー発電施設を各種投資家へ販売します。

（事業開発から販売までの流れの概要と当社の役割）

再生可能エネルギー発電施設の事業開発から販売までの流れは、案件の発掘、土地確保・土地権利関係の整理・発電施設的设计・許認可取得等の「権利の整理」、詳細設計・造成等の「詳細プランニング」、出資・融資両面での「資金調達」、発電施設の「工事」及び「販売」に大別されます。「販売」においては工事完成前に権利譲渡を行うこともあります。当社は、この再生可能エネルギー発電施設開発の一連のプロセス全般の指揮・監督を担っております。

「権利の整理」において、当社は案件候補の事業性評価を行い、有望案件を選別します。主な評価事項は地権者・地域関係者からの同意取得の蓋然性、許認可取得の蓋然性、収益性の確保及び、事業リスクの評価です。当社は環境・エネルギー分野における調査・コンサルティング実績のある企業や、環境関連の人的・情報ネットワーク、各地域にネットワークを持つ各地域の親密先企業を活用して新規案件開拓に取り組んでおります。

一定の事業性が認められた案件については、資金調達の蓋然性等を含めたより詳細な検証を行うと同時に地権者協議、設計・電力会社協議及び許認可取得を進めてまいります。法令や条例により環境アセスメント（*3）の実施が定められる場合には、環境アセスメントを実施して開発を推進します。

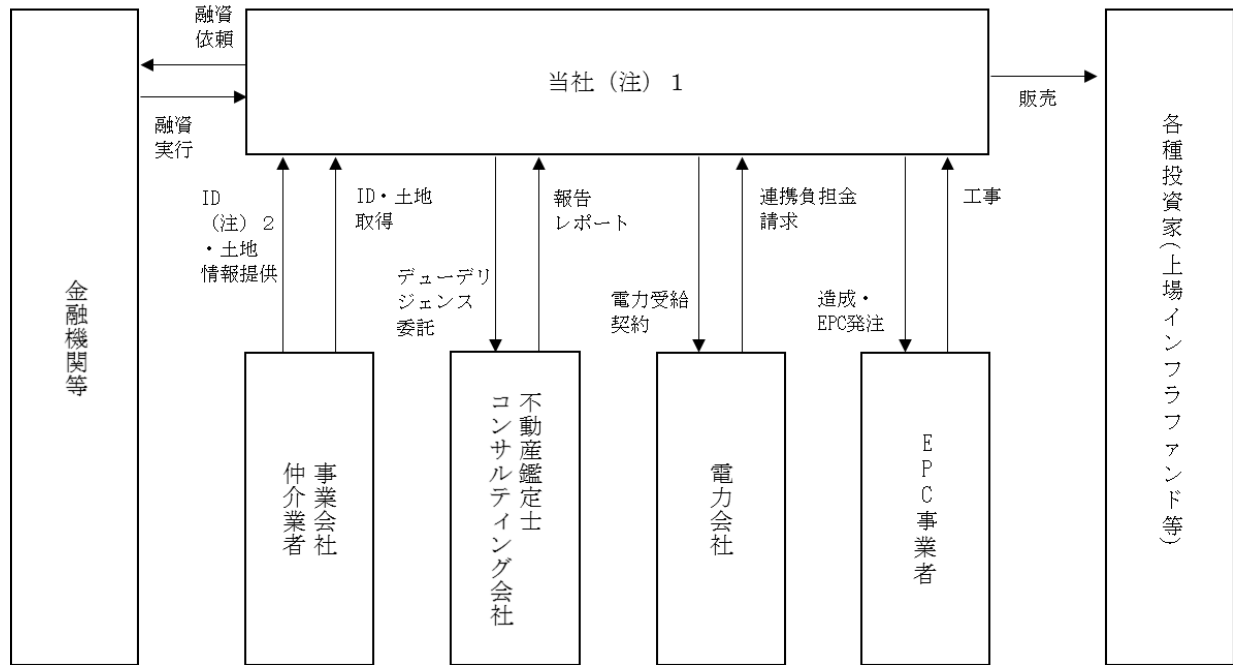
「権利の整理」が終了した案件については、開発に向けて設計・造成等の「詳細プランニング」を実施いたします。

当社は再生可能エネルギー発電施設の立ち上げ・運営に必要な知見・プロジェクトマネジメントのノウハウ等を有する専門人材を擁しています。また、大手企業グループの系列に属さない独立系の事業者として、案件毎に多様な事業パートナーと連携して事業開発を推進しております。

再生可能エネルギー発電施設の事業開発は、発電施設の立地する地域の自然環境資源を活用して行うものであり、地域社会に対する配慮及び地域環境への最大限の配慮の上で開発していくものです。法令や条例で定められた許認可や環境アセスメントの実施のみならず、地域社会との対話や貢献、地域環境への配慮を重視しながら開発を進めていくことも、当該業務における当社事業開発の特徴のひとつです。

発電施設の工事自体はEPC事業者へ委託し、複数案件を立ち上げてきたノウハウを活かして発電施設建設の指揮・監督を行います。工事完成後は、各種投資家（上場インフラファンド等）へ販売します。なお、工事完成前に権利譲渡を行うこともあります。

[開発から売却時までの事業系統図]



(注) 1 工事完成前に権利譲渡を行うこともあります。

(注) 2 固定価格買取制度 (FIT) における事業計画認定申請に伴い、経済産業省から付与されるユーザ識別のために用いられる符号になります。

③ 売電について

当社は収益性を鑑みて、自社発電施設を取得・整備し自社で発電した電力を、固定価格買取制度 (FIT) に則り登録小売電気事業者又は一般送配電事業者に販売しております。開発した発電施設を長期に亘り所有し、当該発電施設の売電収入を「自然エネルギー事業」の売上として計上しております。売電については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)に基づき所定の買取期間に亘り売電価格が保証されるため、「売電事業」は長期的に安定した売上が見込まれます。本書提出日現在の売電中の発電施設の概要及び売電契約先の状況は以下のとおりです。

(売電中の太陽光発電施設一覧)

施設名称	住所	パネル出力 (kW)	買取価格 (1 kWh当たり)	売電開始時期	売電契約先
フォルテ屋上	宮城県柴田郡	572	40円	平成25年6月	東北電力株式会社
群馬千代田	群馬県邑楽郡	165	36円	平成26年10月	株式会社新出光
三重久保	三重県度会郡	333	36円	平成27年3月	中部電力株式会社
高千穂	宮崎県西臼杵郡	110	36円	平成27年4月	九州電力株式会社
鹿児島加世田	鹿児島県南さつま市	718	32円	平成29年3月	九州電力株式会社

(※1) 固定価格買取制度 (FIT)

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)に基づき、電気事業者(電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称)が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者販売され、その他販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。電気事業者との受給契約(売電契約)・系統連系契約(電力系統への接続契約)が締結された場合、一定期間(10kW以上太陽光・バイオマス・風力・水力:20年間、地熱:15年間)に亘り事業認定手続き等に基づき適用される固定価格での電力売買が行われます。また、平成27年1月に、太陽光発電所や風力発電所等の自然変動電源による発電量が大幅に増加した場合でも電力需給バランスを保ち、電力供給の安定化を図ることを目的とし、出力抑制ルールを拡充する制

度改定が行われております。出力抑制ルールに基づき、旧一般電気事業者（東京電力（現東京電力ホールディングス）・北海道電力・東北電力・北陸電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力の総称）は、一定条件のもとで再生可能エネルギーを電源とする発電所による系統への送電電力の数量や質に制限を加えることができます。

FIT法に基づく再生可能エネルギー電源の買取期間及び買取価格は、下記表のとおりです。

（買取期間及び買取価格推移の抜粋）

電源	区分	買取期間	買取価格（1 kWh当たり）						
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
太陽光 （事業用）	10kW以上 2,000kW未満	20年間	40円	36円	32円	29→27円	24円	21円	18円
	2,000kW以上							入札制	
風力	陸上20kW未満	20年間	55円					20円	
	陸上20kW以上		22円			22→21円			
	洋上		—	36円					
バイオマス	メタン発酵ガス	20年間	39円						
	間伐材由来 2,000kW未満		32円	40円					
	間伐材由来 2,000kW以上			32円					
	一般木質 10,000kW未満		24円					24円	24円
	一般木質 10,000kW以上 20,000kW未満							入札制	
	一般木質 20,000kW以上							24→21円	
	建設資材廃棄物		13円						
	一般廃棄物その他バイオマス		17円						
地熱	15MW未満	15年間	40円						
	15MW以上		26円						
中小水力	200kW未満	20年間	34円						
	200kW以上 1,000kW未満		29円						
	1 MW以上 30MW未満		24円				—		
	1 MW以上 5 MW未満						27円		
	5 MW以上 30MW未満						24→20円	20円	

出典：経済産業省・資源エネルギー庁ウェブサイト

（注）1 kW（キロ・ワット）、MW（メガ・ワット）は電力の大きさを示す単位で、MWは千kW（キロ・ワット）又は百万W（ワット）と同じ大きさを意味します。

2 買取価格は、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間に亙り適用される、固定の電力買取価格（消費税抜表示）を示しております。

3 表示年度は各年4月から翌年3月までの期間を意味しております。

4 平成27年度の太陽光の買取価格は平成27年6月までが29円、7月以降が27円と設定されております。

- 5 平成29年度の陸上風力の買取価格は平成29年9月までが22円、10月以降が21円と設定されております。
- 6 平成29年度のバイオマス（一般木質20,000kW以上）の買取価格は平成29年9月までが24円、10月以降が21円と設定されております。
- 7 平成29年度の中小水力（5MW以上30MW未満）の買取価格は平成29年9月までが24円、10月以降が20円と設定されております。

（＊2）EPC事業者

発電施設建設において、Engineering（設計）、Procurement（調達）及びConstruction（建設）を含む一連の工程を請け負う事業者を指しています。

（＊3）環境アセスメント

平成9年6月に制定された環境影響評価法（環境アセスメント法）は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等の13種類の事業において環境アセスメントの手続きを行うことを定めております。環境アセスメントにおいては、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」（大気環境、水環境及び土壌環境・その他の環境）、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」（植物、動物及び生態系）、「人と自然との豊かな触れ合い」（景観及び触れ合い活動の場）、「環境への負荷」（廃棄物及び温室効果ガス等）の中から対象事業の性質に応じて適切な環境要素が選定され、事業者自らが選定・予測・評価を行い、行政の意見を求めます。

(2) 不動産コンサルティング事業

投資家の目線に立った土地の有効活用や新たな投資商品の組成のため、収益不動産（アパート・ホテル・旅館等）の開発や資産運用コンサルティングに着手しつつ、社会的意義の観点から、インバウンド需要の増加にも着目し、宿泊施設の開発、コンバージョン、リノベーション、リーシング等を実施することで、収益改善、資産価値向上のための施策を立案・実践しています。

① コンサルティング領域

当社は、不動産業界に関する知見と経験を活かし、不動産コンサルティングを営んでおります。重要な社会財産である不動産を有効活用すること等、様々な投資家の多岐にわたるニーズに対応したソリューションを提供し、投資家サイドに立ったコンサルティングを行っております。

不動産コンサルティングを通じて、不動産の持つ潜在的価値を実現に近付ける方法や市場から入手した不動産の情報を投資家に提供しております。また、情報の収集力や収集した情報の評価・査定力、不動産活用に係る戦略立案や、並びに当該戦略を具現化する行動力等を付加価値の源泉として、顧客ニーズに対応しております。

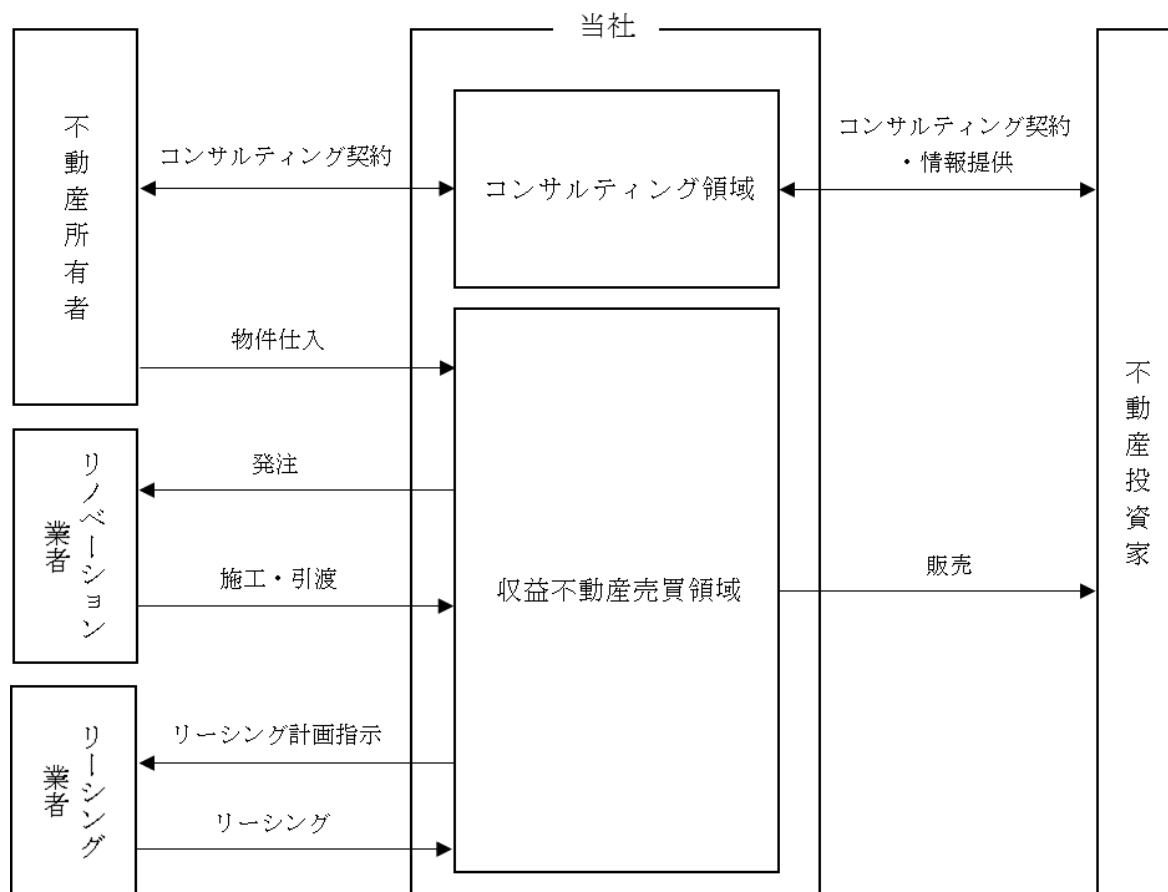
② 収益不動産売買領域

当社は、訪日外国人旅行者の増加により、都市部や観光地のホテル需要が高まる中、インバウンド需要が見込める不動産を取得し、ホテル・旅館等の宿泊施設の開発・販売を行っております。土地を取得し、新規に宿泊施設の開発・販売を行うだけでなく、既存建物を取得した後、ホテル・旅館等へのコンバージョン（建物の用途変更）した物件の販売も行っております。

また、ホテル・旅館等の宿泊施設以外の既存収益物件の取得も行っており、リノベーション（主に間取り変更を伴う内装工事）業者への施工・発注、リーシング戦略に基づくリーシング業者へのリーシング業務（入居者募集業務）の依頼を行い、稼働率向上による収益改善等の付加価値を高めた上で、主に、個人富裕層又は当該個人の資産管理会社、一般事業法人、あるいは、不動産会社等に販売しております。

物件購入後は、速やかにプランの実行を行うことで、販売用不動産の保有期間の短縮化を図っております。

[事業系統図]



(3) ショッピングセンター事業

当社は、東日本大震災により被災したショッピングセンターフォルテ（宮城県柴田郡大河原町）を再生することを目的として取得し、ショッピングセンター事業を行っております。

ショッピングセンターフォルテでは、地域コミュニティの生活基盤の一部としての役割を担うよう、地域のお客様が利用しやすい魅力ある施設づくりに取り組んでおります。具体的には、地域のお客様が日常的に足を運んでくれるよう日常生活に密着した質の高いテナントを誘致し、施設の集客力を高めております。施設の集客力向上に伴い、より魅力的なテナントが入居するようになり、さらに施設の集客力が高まるといった好循環な事業環境を作り上げております。

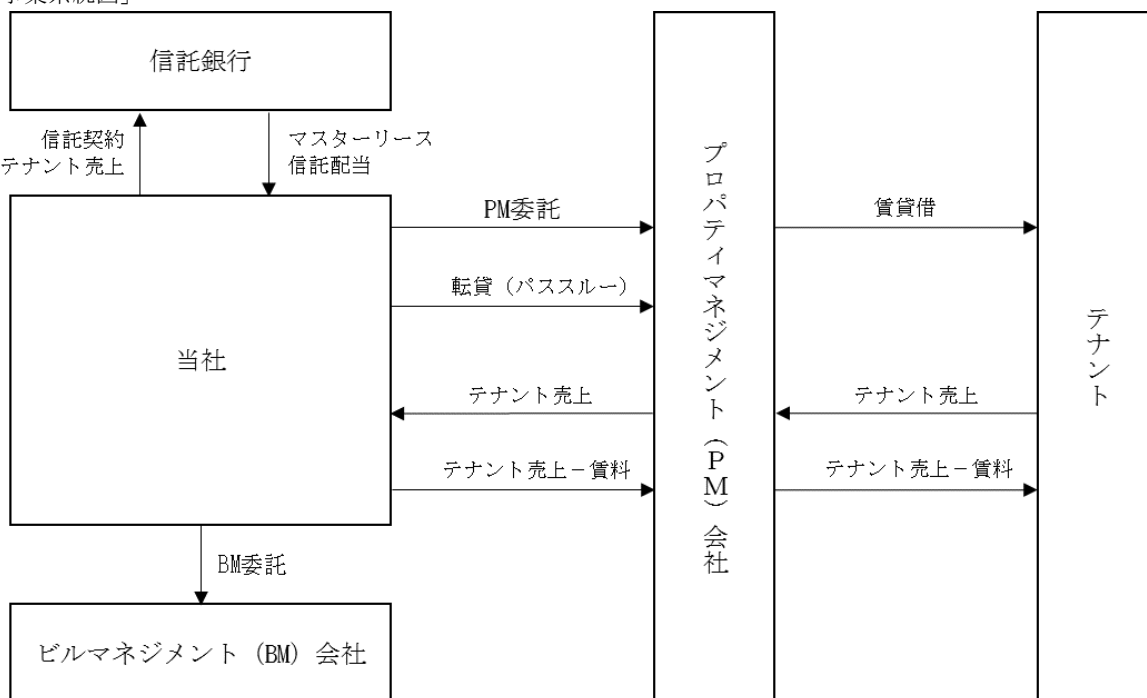
なお、ショッピングセンター管理運営は、プロパティマネジメント（PM）会社（株式会社フォルテ・マネジメント）と業務委託契約を締結し、建物に関する設備管理、工事管理、清掃管理、保守管理、警備業務等のビルマネジメントは、ビルマネジメント（BM）会社（エーエフマネジメント株式会社）と業務委託契約を締結し、ショッピングセンターフォルテの資産価値を最大限に高める運用を行っております。

また、ショッピングセンターフォルテについて、当社は信託銀行と不動産信託契約を締結しており、所有権を信託譲渡した信託銀行より、賃借人として賃借（マスターリース）し、株式会社フォルテ・マネジメントへ転貸し、さらに各テナントへ転々貸しております。信託配当は、信託銀行から必要な運営経費等を差し引いた金額を受け取っております。

（保有ショッピングセンター）

名称	フォルテ SEASON'S WALK FORTE
住所	宮城県柴田郡大河原町字小島 2 番地 1
テナント数	51店舗（平成30年 9 月末現在）
主要テナント	食品スーパー、ドラッグストア、100円ショップ、衣服小売店等
敷地面積	57,327.18㎡（うち借地面積43,969.43㎡）
延床面積	35,344.97㎡
建物構造	鉄骨、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
26	34.2	1.2	8,872

セグメントの名称	従業員数（名）
自然エネルギー事業	4
不動産コンサルティング事業	7
ショッピングセンター事業	3
全社（共通）	12
合計	26

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与、及び基準外賃金を含んでおります。

3. 最近日までの1年間で15名増加しましたのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第6期事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、中国やアジア新興国の景気下振れへの懸念、各国の政治情勢の変動や金融政策動向により、先行きに不透明感はあるものの、政府の各種経済政策の効果を背景とした雇用・所得環境の改善や個人消費に持ち直しの動きが続いたことから、緩やかな回復基調となりました。

当社の属する自然エネルギー業界におきましては、太陽光発電の市場環境は昨年度に引き続き固定価格買取制度の運用見直し及び税制優遇制度終了など弱含み要因があった一方で、東京証券取引所にインフラファンド市場が創設されたことによって、より再生エネルギー発電施設の社会的認知度が向上するとともに投資商品としての地位が確立し発電施設の流動性が高まりました。

このような状況の中、自然エネルギー事業におきましては、太陽光発電施設の開発・販売に関しましては、前期より取り組んでおりました大型案件の売却により売上高は前年同期に比べ39.5%増加しました。売電につきましては、自社発電施設の追加取得で売電収入が増加したことにより売電収入による売上高は前年同期に比べ27.8%増加しました。以上により、自然エネルギー事業の売上高は前年同期に比べ38.3%増加しました。

不動産コンサルティング事業におきましては、2件の案件におけるコンサルティングが完了し、売上高は前年同期に比べ167.5%増加しました。

ショッピングセンター事業ではテナントの変動があったことで売上高が前年同期に比べ3.2%の減少となりました。

販売費及び一般管理費におきましては、事業部門において、案件増加に伴い人員を大幅に増員しました。また管理部門におきましても、事業拡大による人員の増加や、内部管理体制強化等による人員増員等により、大幅な増加となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,266,389千円（前年同期比30.1%増）、営業利益116,923千円（前年同期比89.5%増）、経常利益118,670千円（前年同期比94.1%増）、当期純利益70,355千円（前年同期比15.0%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① 自然エネルギー事業

当事業年度においては、追加取得した、鹿児島加世田（鹿児島県南さつま市、モジュールベース発電量718kW）の太陽光発電施設からの売電収入が増加しました。

太陽光発電施設の開発・販売においては、前期から取り組んでおりました山元第一（宮城県亶理郡山元町、モジュールベース発電量2,411kW）について工事期間中の建設・運営管理を行い、竣工後に投資家に売却いたしました。

以上の結果、自然エネルギー事業の売上高は719,135千円（前年同期比38.3%増）、セグメント利益143,826千円（前年同期比14.1%増）となりました。

② 不動産コンサルティング事業

当事業年度においては、石垣島の商業用地へのコンサルティング及び福島の商業ビルにおけるコンサルティングが完了したことにより、コンサルティング売上高が前期に比べ167.5%増加しました。

以上の結果、不動産コンサルティング事業の売上高は168,733千円（前年同期比167.5%増）、セグメント利益117,149千円（前年同期比318.6%増）となりました。

③ ショッピングセンター事業

当事業年度においては、今後の大型テナント誘致を目的としたスペースの確保のためのリストラ戦略、積極的なリニューアルを行ったことにより、テナント数は減少しました。

以上の結果、テナント売上の減少による賃料収入の減少があったことにより、業務委託（PM）費の引下げやコスト削減を行ったため、ショッピングセンター事業の売上高は378,520千円（前年同期比3.2%減）、セグメント利益33,054千円（前年同期比8.4%減）となりました。

第7期第3四半期累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要があるものの、企業業績は改善し、設備投資の緩やかな増加及び雇用や所得の改善に伴う個人消費の持ち直しの動きが続きました。

当社の主たる事業領域である国内再生可能エネルギー市場においては、固定価格買取制度下の買取実績及び設備認定容量が増加基調にあります。しかし、事業化される見込みの薄い多数の太陽光発電所等の設備認定案件により

送電網が押さえられ、一部地域においては新規の有望案件の事業推進が困難になる状況が生じていました。この状況を踏まえ、平成29年4月に施行された改正FIT法により、市場の健全化・活性化が期待されています。また、平成27年7月に経済産業省・資源エネルギー庁から公表された「長期エネルギー需給見通し」において掲げられた平成42年度の目標（国内総発電量に占める再生可能エネルギー発電の割合を22～24%とする目標）の達成に向け、再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しています。今後も、太陽光発電を中心に国内再生可能エネルギー市場は、より一層拡大していく見通しです。

一方、平成30年2月に経済産業省・資源エネルギー庁から20kW未満の小型風力発電に関して平成30年4月から開始される年度において20kW以上の風力発電の価格区分と統合することとなり、買取価格が大幅に低下いたしました。

不動産コンサルティング事業につきましては、継続する低金利環境や外国人観光客の増加などによる店舗・ホテル等の需要の高まり、主要都市でのオフィス空室率の低下などによる収益性の向上等を背景に、不動産やコンサルティング需要は依然旺盛な状況が続いております。

ショッピングセンター事業につきましては、雇用環境の改善や緩やかな景気回復基調が続くものの賃金の伸びが低水準な状況下であり、小売業界では消費者の生活防衛意識の高まりから厳しい状況が続いております。

そのような状況下、当社は引き続き太陽光発電施設の開発及び市場のニーズを汲み取った不動産の開発、コンサルティングに注力してまいります。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高2,765,300千円、営業利益303,518千円、経常利益281,315千円、四半期純利益165,950千円となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① 自然エネルギー事業

当第3四半期累計期間においては、太陽光発電施設開発において九州電力管内出力4MWクラスの大型開発案件の売却を行いました。

また、保有している売電施設（フォルテ（当社保有ショッピングセンター）屋上、群馬千代田、三重久保、高千穂、鹿児島加世田）である5施設の売上が順調に推移いたしました。

以上の結果、自然エネルギー事業の業績は、売上高1,145,442千円、セグメント利益196,304千円となりました。

② 不動産コンサルティング事業

当第3四半期累計期間においては、不動産コンサルティング領域での案件着手・遂行が順調に推移したほか、当期より開始した収益不動産売買領域においても平成29年11月に宅地建物取引業者の免許を取得し、不動産の開発及び昨今活況であるインバウンド向けアパートメントホテルへの投資、開発に着手し、インバウンド向けのアパートメントホテル3件を含む4件の売却を行いました。

以上の結果、不動産コンサルティング事業の業績は、売上高1,344,677千円、セグメント利益358,510千円となりました。

③ ショッピングセンター事業

当第3四半期累計期間においては、映画館の再開、フードコートの設置、フィットネスクラブの誘致に向け準備を進めております。売上高は、テナントからの賃料収入についてほぼ計画どおりの275,180千円で推移しておりますが、主にエネルギーコスト削減のための空調設備更新等に係る費用を計上したことにより、セグメント損失3,228千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第6期事業年度（自平成28年9月1日至平成29年8月31日）

前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、個別キャッシュ・フロー計算書を作成しておりません。従いまして、前年同期の比較の記載は行っておりません。

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は374,724千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは289,663千円の収入となりました。主な要因は、たな卸資産の減少額262,407千円、税引前当期純利益105,064千円等の資金増加項目が前払金の増加額263,200千円等の資金減少項目を上回ったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは319,604千円の支出となりました。主な要因は、有形固定資産の売却による収入5,306千円等があったものの、有形固定資産の取得による支出298,313千円等があったことによります。(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは237,705千円の収入となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出161,281千円等があったものの、長期借入れによる収入325,000千円、株式の発行による収入149,998千円があったことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第6期事業年度及び第7期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第6期事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)		第7期第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
自然エネルギー事業	719,135	138.3	1,145,442
不動産コンサルティング事業	168,733	267.5	1,344,677
ショッピングセンター事業	378,520	96.8	275,180
合計	1,266,389	130.1	2,765,300

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 最近2事業年度及び第7期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第5期事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)		第6期事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)		第7期第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
玖珠ウインドファーム株式会社	—	—	—	—	1,071,313	38.7
フュージョン資産マネジメント株式会社	—	—	—	—	1,064,000	38.5
合同会社R J エナジー	—	—	438,128	34.6	—	—
合同会社山元第一	100,000	10.3	210,914	16.7	—	—
合同会社八重山土地開発	—	—	150,000	11.8	—	—
広成建設株式会社	260,000	26.7	—	—	—	—

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。

当社の事業領域は自然エネルギー事業、不動産コンサルティング事業及びショッピングセンター事業から構成されております。

自然エネルギー事業において、当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴い太陽光発電施設の開発を行っており、今後も既存事業から安定的な収益を確保し、事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。

不動産コンサルティング事業においては、主に商業用不動産やレジデンス物件に対するコンサルティングを行っておりますが、案件の多様化により当社自らが主体的に事業を行うため、宅地建物取引業者免許を取得しました。また更なる事業の拡大に向けて、人材の確保と育成及びノウハウの蓄積、組織力強化を進めてまいります。

ショッピングセンター事業においては、地域に密着した経営方針のもと収益は安定しておりますが、さらなる優位性を確保するため、テナント戦略、大規模リニューアル等によってさらにバリューアップに取り組んでおります。

上記のとおり事業規模の拡大に伴い、より高度な経営管理体制構築の必要性が求められ、当社では事業拡大と共に内部統制の強化も目指して、以下のとおりに取り組んでまいります。

(1) 太陽光発電における領域の開拓

当社はこれまで野立て太陽光発電を中心に自然エネルギー事業の展開を進めてまいりました。今後は、屋根上太陽光発電施設の開発等にも注力してまいります。

その具体的な取り組みについては、経験豊富な人材の獲得、取引企業及び金融機関等との積極的な情報交換によるネットワークの強化があります。

今後も、収益拡大に貢献する太陽光発電における領域の開拓のために各種施策の展開を図ってまいります。

(2) 不動産コンサルティング案件の開拓

不動産コンサルティング案件の開拓において今後、さらなる事業の拡大には組織だった案件ソーシングが必要であります。その課題を改善するため、経験豊富な人材の獲得を進め、また教育・研修等により人材の底上げを図ってまいります。

(3) ショッピングセンターのバリューアップ

当社が所有するショッピングセンターは、地域に密着した経営方針のもと運営してまいりました。長引く景気の低迷及び人口の減少等により、消費が上向かない小売業界は、競争及び事業環境の変化も激しく推移しております。

そのような状況の下、当社のショッピングセンター事業の収益構造は、固定賃料及び変動賃料（売上歩合）となっており、テナントの売上を上昇させることが当面の課題となっております。

テナント売上の上昇を図るためには、常にバリューアップに取り組んでいく必要があると考えております。それに対する具体的な施策として、閉館していた映画館（7シアター）を平成30年7月4日に再開し、フードコートを設置による集客向上等様々な施策に取り組んでおります。

また、有力テナントの誘致等のテナント戦略を実行し、ショッピングセンター事業の価値向上を図ってまいります。

(4) 資金調達能力の向上

当社の自然エネルギー事業、不動産コンサルティング事業及びショッピングセンター事業の発展・拡大に向けて、資金調達能力を向上させる必要があります。自然エネルギー事業は、太陽光発電施設を中心とした自然エネルギー施設開発等多額の資金を要する事業であります。今後当社が持続的な成長を達成するためには、円滑な資金調達環境を作り上げる必要があります。また、不動産コンサルティング事業においても、資金需要が旺盛であり、かつ機動的な資金も必要であります。

そのために、資本市場における情報収集及び分析に努める他、調達先の多様化、先進的な調達手法の検討や取引金融機関との関係強化に取り組んでまいります。

(5) 人材の確保と育成

当社がさらなる事業拡大を図り、変化する事業環境に柔軟に対応し、当社の強みとなる専門性を高め差別化を図っていくためには、多様性のある人材の確保と育成が重要です。

当社では優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社であるために、パフォーマンスに対する公正な評価及びフォローアップ体制と、教育体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

(6) 内部管理体制の強化

継続的に当社が成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。

具体的には、監査役と内部監査担当者との積極的な連携、定期的な内部監査の実施、有効かつ効果的な監査役監査の実施、社内経営陣によるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の開催、従業員に対する各種コンプライアンス研修の実施等を通じて内部管理体制を強化してまいりたいと考えております。

(7) 地域との共存・協調

当社が営む自然エネルギー事業、不動産コンサルティング事業及びショッピングセンター事業においては、様々な地域との良好な関係が重要となります。経営理念においてもそれぞれの地域を尊重し新たな価値を創ることを掲げ、常に地域に根差した事業を行っております。当社の事業が地域に貢献することは当社の評判の向上にも繋がります、次なる案件の開拓にも繋がります。今後とも地域との共存と協調を尊重しながら事業を展開してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(自然エネルギー事業のリスク)

当社の自然エネルギー事業は、再生可能エネルギー発電施設のデベロッパーとして、発電施設の企画・開発及び建設管理・販売を行い、投資家に販売する事業を手掛けております。また、5箇所（フォルテ屋上、群馬千代田、三重久保、高千穂、鹿児島加世田）の自社発電施設を有し、当該発電施設から売電収入を得ております。

(1) 法令規制及び政策動向について

a. エネルギー政策動向

平成27年7月に、経済産業省・資源エネルギー庁はエネルギー基本計画に基づく長期エネルギー需給見通しを発表しました。日本国内の発電電力量に占める再生可能エネルギー（エネルギー源として持続的に利用可能な太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等の総称）の比率は、平成28年時点において15.3%（水力を除くと7.8%）（出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2017年度版」）であり、平成42年度までに総需要の22～24%程度（水力8.8～9.2%、太陽光7.0%、風力1.7%、バイオマス3.7～4.6%、地熱1.0～1.1%）に引き上げるという目標が掲げられ、我が国のエネルギー自給率の改善、並びにエネルギー起源CO₂排出量は平成25年度総排出量比26%減となります。

また、再生可能エネルギーについては、各種規制・制約への対応、開発リスクの高い地熱発電への支援、系統整備や系統運用の広域化、高効率化・低コスト化や系統運用技術の高度化等に向けた技術開発等により再生可能エネルギーが低コストで導入可能となるような環境整備を行うほか、固定価格買取制度について再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスのとれた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう制度の見直しを行うとしています。

なお、長期エネルギー需給見通しは、少なくとも3年毎に行われるエネルギー基本計画の検討に合わせて、必要に応じて見直すこととする旨が公表されています。（以上 経済産業省 2015年7月 長期エネルギー需給見通し）

また、平成42年度の各種再生エネルギーの想定導入出力は、太陽光6,400万kW、風力1,000万kW（うち洋上82万kW）、地熱140～150万kW、水力4,847～4,931万kW、バイオマス602～728万kW（うち一般木質274～400万kW）程度と見込まれております。（出典：経済産業省 資源エネルギー庁 「2017年 再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題と次世代電力ネットワークの在り方」）

上記のように、当社では再生可能エネルギーは今後も積極的な導入が進むものと想定しておりますが、我が国のエネルギー政策の変更や、FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）に基づく固定価格買取制度の改定等が行われた場合には、かかる政策に変化が生じ、再生可能エネルギーの導入量が想定を下回った場合等には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. FIT法に基づく固定価格買取制度（以下、「FIT制度」という。）

当社の自然エネルギー事業は、FIT制度を前提に発電施設の用地開発・売却事業を行っております。そのため、FIT制度において、固定買取価格の引下げ、固定価格での買取期間の短縮、固定価格買取制度の廃止といった制度の変更が成され、発電施設の収益性が低下した場合には、投資家の投資意欲が減退し、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、FIT制度、並びに当該制度の根拠法となるFIT法は、平成24年7月に施行され、平成29年4月に再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため改正FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）等の一部を改正する法律案）が施行されています。当社では、法令の変更に対して適切な対応を行っておりますが、社内体制整備の遅れや法令対応に係るコストの増加等により、適時適切な法令対応が困難となった場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c. 事業認定の取り消し

当社の自然エネルギー事業は、FIT法に基づいた事業認定を取得しております。しかし、認定された事業計画どおりに事業を実施していない場合、あるいは認定時の基準に適合しなくなったと経済産業大臣が認めるときは事業認定を取り消されることがあります。当社としましては、開発中及び既に発電を開始した発電施設の事業認定を取り消される可能性は限定的と考えておりますが、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 開発プロセスについて

a. 開発用地の取得及び事業認定

一般的に、土地には権利及び地盤地質等に関し欠陥や瑕疵が存在している可能性があります。当社が再生可能エネルギー発電施設に係る土地を購入又は賃借するに当たっては、原則として全所有者又は賃貸人から対象となる土地について欠陥や瑕疵が存在しないことにつき一定の表明及び保証を得ております。しかしながら、表明及び保証の対象となった事項が完全かつ正確でなかった、又は地権者等が知り得なかった事情により、後になって欠陥や瑕疵が判明する可能性があります。例として、土砂の流出、治水の変化、景観の悪化又は土壤汚染等が発生し、地域住民からの損害賠償、操業停止又はレピュテーションのリスクが発生する可能性があります。かかるリスクは所有者又は賃貸人による表明保証により補完できるとは限りません。更に、土地をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、当社が取得した権利が第三者の権利や行政法規等の関係で制限を受け、当初計画した開発期間や、発電所規模等の事業計画の変更を余儀なくされる可能性があります。

また、行政当局又は地域住民等から事業停止の要請等を受け、稼働発電施設の一部撤去や操業停止を受け入れざるを得なくなる可能性があります。当該事業の継続にも影響を及ぼす可能性があります。

発電施設開発の用地取得にあたっては、経済産業省による事業認定を取得する必要があります。当社では、開発用地取得後に自社で認定を取得するほか、既に事業認定を取得した用地を取得する場合があります。当該認定の取得手続きが有効であることを確認しておりますが、他者から当該認定を取得した場合には、認定の取得手続きに瑕疵があった場合には認定が取り消され、当社が計画した事業の推進に影響を及ぼし、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 開発許認可の取得及び発電所施設における地域関係者等との合意

再生可能エネルギー発電施設の開発に際しては、管轄省庁及び地方自治体が管轄する農地転用、林地開発、道路の占用等の複数の許認可取得が必要な場合があります。また、自然エネルギー事業は、発電施設の立地する地域の自然環境資源を活用して行うものであり、許認可取得には地権者のみならず周辺地域住民の合意が必要となります。

当社においては、事前調査を通じて各種許認可取得に必要な措置を講じており、また地域社会及び地域環境に対する最大限の配慮の上で、法令や条例で定められた許認可や環境アセスメントを実施して地域社会からの理解を得ながら事業化を進める方針としております。しかしながら、再生可能エネルギー発電施設の開発に係る許認可の取得が不可能又は時間を要する場合、埋蔵文化財の発見等により追加調査や移築に時間が必要な場合、並びに地方自治体、地元住民及び環境団体等の関係者との合意形成が遅延或いは成されなかった場合、環境アセスメントにおける事前調査では想定されていない必要対処項目が発生した場合、環境アセスメントにかかる法令又は条例の改定が行われた場合には、当社が想定するスケジュールや規模にて事業化を行えない可能性があります。かかる場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c. 工事施工について

当社においては、本書提出日の前月末現在において太陽光発電施設4箇所を建設工事準備中です。当社は、太陽光発電施設の建設に関して、EPC事業者との間で資材調達及び工事の諸条件を定めた契約を締結していま

す。当該契約は、原則として綿密な設計計画を作成した上で合意・締結された工事請負契約です。しかしながら、EPC事業者との契約範囲外の事由により、設計当初に想定しなかった追加工事が発生した場合や、天災等の事由により事業計画に遅延が生じた場合には、工事請負契約の金額が増加する可能性があり、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお本書提出日現在、事故や災害により開発が中止・停止しているプロジェクトはありません。

d. その他

上記 a～cに記載しております、土地取得や許認可、系統連系等に係るリスク、またこれらの複数のリスクが同時に顕在化する場合、またその他、計画外・想定外の事象の発生により、当社の予定している開発が中止された場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 保有太陽光発電施設におけるリスク

当社においては、本書提出日現在、5箇所の太陽光発電施設の運転を開始しております。太陽光発電における発電量は「日射量」に比例するところ、かかる日射量は当社によるコントロールが及ぶ事象ではありません。全国的な長期間の悪天候、新しい建物の建築や樹木の成長等による周辺環境の変化、また、降灰・粉じん・黄砂・ガス等により、当社の太陽光発電施設への日射量が低下し、これにより当社の太陽光発電施設における年間総発電量が想定より減少した場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現在売電中の発電施設の概要及び売電契約先の状況は以下のとおりです。

施設名称	住所	パネル出力 (kW)	買取価格 (1 kWh当たり)	売電開始時期	売電契約先
フォルテ屋上	宮城県柴田郡	572	40円	平成25年6月	東北電力株式会社
群馬千代田	群馬県邑楽郡	165	36円	平成26年10月	株式会社新出光
三重久保	三重県度会郡	333	36円	平成27年3月	中部電力株式会社
高千穂	宮崎県西臼杵郡	110	36円	平成27年4月	九州電力株式会社
鹿児島加世田	鹿児島県南さつま市	718	32円	平成29年3月	九州電力株式会社

(4) 保有太陽光発電施設における収益リスク

太陽光発電施設については、定率法による減価償却方法を採用しているため、稼働開始後約3年程度においては償却負担が収益を上回り、損益計算書上では損失となりますが、キャッシュ・フロー上においては、売電収入に連動するコストは少額であるため、稼働開始時より安定的なキャッシュを取得しております。償却負担が軽減する3年目以降については、損益計算書上における費用負担が減少するため、当社の収益に寄与する収益構造となっております。

(5) その他

a. 販売活動に関するリスク

わが国の経済情勢や金融市場の悪化等から、投資家の動向とそれに応じた販売のタイミングにより当初計画したとおりの売上・利益が必ずしも計上できず、また、発電施設売却が計画どおりに進まず、物件の資産価値が減耗して、予期しない損失が発生する等、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 仕入に関する競合リスク

当社が特定の事業候補地で事業開発を進めるにあたり、競合他社が当該候補地を確保することで競合他社が採択される等により、当社の予定している開発を中止した場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(不動産コンサルティング事業のリスク)

当社の不動産コンサルティング事業は、顧客の不動産有効活用に係る種々のニーズに対する助言や顧客紹介等を行い、手数料収入を得ております。また、平成29年11月に宅地建物取引業者免許を取得し、収益不動産の取得・開発・販売を開始しております。

(1) 不動産市況の動向について

今後、経済のファンダメンタルの急速な悪化や税制・金融政策の大幅な変更が行われた場合には、不動産投資市場も中期的に悪影響を受け、投資環境が悪化し、国内外の投資家の投資マインドの低迷等が生ずる可能性があります。

コンサルティング領域に関しては景気悪化によるマーケット全体での不動産取引の総数が減少する可能性があるため、取り扱う案件数が減少し、当初想定していたとおりの収益が確保できなかった場合には、当社の事業、経営成績、財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

収益不動産売買領域に関しては不動産市況の悪化により、たな卸資産の評価損や収益性が低下する可能性があり、当初想定していたとおりの収益が確保できなかった場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外注・業務委託に関するリスク

当社の不動産コンサルティング事業は、個別案件毎に外注・業務委託内容が異なっており、適切なコンサルティング及びソリューションを実現するために、各案件に応じて、市場動向調査業務、建築プランに関する各種アドバイザー業務、物件仲介業務等を外注・業務委託しております。

しかしながら、適時適切に外部協力会社が確保できない場合、外部協力会社の不正及び当社の外注先管理が不十分であった場合には、コンサルティング及びソリューションに瑕疵が生じ、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 販売用不動産に関するリスク

当社の不動産コンサルティング事業で開発した販売用不動産について、経済情勢や不動産市況の悪化等により販売用不動産としての価値が帳簿価額を下回った場合には、たな卸資産の簿価切下げ処理に伴う損失が発生し、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(ショッピングセンター事業のリスク)

ショッピングセンター事業は、ショッピングセンター「SEASON'S WALK FORTE」を所有しており、大型のスーパーマーケットやその他小売り・サービス業関連の事業者が入居し、テナントからの賃料収入を得ております。また、ショッピングセンターの活性化策として平成30年7月に東日本大震災で休止していた映画館を再開いたしました。

なお、ショッピングセンターは、信託契約により受益権化され当社は受益者の地位にあり、ショッピングセンターの運営は現地の事業者へ委託しており、映画館の運営は大手映画事業運営会社へ委託しております。

事業関連について

a. 地域経済の動向、競合及び人口の変動によるリスク

当社の保有するショッピングセンターは宮城県柴田郡大河原地区にあり、旗艦テナントである食品スーパーのほか、小売り・サービス業関連の地元の事業者が入居しており、平成30年7月には映画館運営事業を再開しております。宮城県柴田郡大河原地区では世帯数が増加しているものの人口は横ばいであり、人口の変動及び地域経済の影響を受け、これらによってテナントの退去や賃料の引下げによる賃料収入の減少等が生じる可能性があります。

また、近隣に競合ショッピングセンターが出店した場合など競争の激化や、マーケット状況に変化が生じた場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 天候不順及び消費税率引き上げに関するリスク

冷夏・暖冬といった天候不順及び消費税率引き上げ等の税制改正に伴う消費マインドの低下等による、テナント企業の撤退や販売不振に伴う当社賃料収入の低下が生じた場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(全社に係るリスク)

(1) 自然災害・事故等によるリスク

火災、地震等の災害や暴動、テロ活動により事業継続に支障をきたし、当社資産が、毀損、焼失あるいは劣化した場合には、一定期間において運営に支障をきたす可能性があります。当社では、当該リスクに対する対応体制の整備・強化を進めておりますが、状況によっては当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 大型案件に関するリスク

自然エネルギー事業、及び不動産コンサルティング事業では、案件ごとの規模により取扱金額が大きくなり、大型案件の有無により、業績が大きく変動するほか、特定の取引先への売上高が多くなる場合があります。

また、大型案件の売上計上のタイミングにより、業績が特定の四半期に偏る可能性があります。取引先及び取扱件数の増加により、大型案件への依存度を低減させていく方針ではありますが、当社の想定通りに計画が遂行しない場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法令諸規則に関するリスク

当社の行う事業のうち、自然エネルギー事業ではFIT法・電気事業法、不動産コンサルティング事業では宅地建物取引業法・建築基準法、ショッピングセンター事業では大規模小売店舗立地法・景品表示法など多くの規制を受けております。

当社は、コンプライアンス経営を重要課題として認識し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、従業員のコンプライアンス意識の向上に努めておりますが、管理体制上の問題が発生する可能性は皆無ではなく、当社の各事業において法令諸規則に違反する事象、あるいはコンプライアンス上の違反行為や社会的批判を受ける事象が生じた場合、若しくは従業員による法令違反行為・不正行為が検出された場合には、当社の社会的信用の低下をもたらし、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では、不動産コンサルティング事業（収益不動産売買領域）の継続に必要となる、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者免許を取得しておりますが、本書提出日までの間において、これらの免許、許可及び登録の取消事由は存在しておりません。しかしながら、将来においてこれら免許、許可及び登録の取消等があった場合には、事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

a. 当社の事業活動に関係する主な法的規制

事業	主な法令
自然エネルギー事業	電気事業法、FIT法
不動産コンサルティング事業	宅地建物取引業法、建築基準法
ショッピングセンター事業	大規模小売店舗立地法、不当景品類及び不当表示防止法

b. 当社の取得している免許・登録等

許認可等の名称	許認可等の内容	有効期限	規制法	取消の事由
宅地建物取引業者免許	東京都知事 (1) 第101364号	平成29年11月25日から 平成34年11月24日まで	宅地建物取引業法	破産手続開始決定がなされているにもかかわらず届出を行っていないとき、暴力団員等に該当するとき、不正の手段により免許を受けたとき、業務停止処分に違反し業務を行った場合

(4) 個人情報の管理について

当社の事業活動において、顧客・取引先の機密情報や個人情報を取得・保有しております。当社では、これらの情報が流出するのを防止するために、情報管理規程及び個人情報保護規程を定め、個人情報の保護に関する法律、関係諸法令及び監督当局のガイドライン等を遵守し、社内規程の制定及び管理体制の確立を図るとともに、個人情報保護管理責任者を選任して、上記関係規範を従業員に周知・徹底しております。個人情報の取り扱いについては、今後も、細心の注意を払ってまいります。不測の事態によって当社が保有する個人情報が外部流出した場合、賠償責任を課せられるリスクや当社に対する信用が毀損するリスク等があり、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 瑕疵担保責任についてのリスク

当社の事業において顧客に販売した物件において、瑕疵担保責任を負う場合があります。重大な瑕疵が発見された場合には、その直接的な原因が当社によるものではなくても、当社が瑕疵担保責任を負うことがあります。その結果、多額の補修費用が発生し、社会的信用が低下した場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 財務関連についてのリスク

a. 資金調達について

当社は成長戦略に基づく開発及び設備投資のため、追加的な債務を負担する場合や増資を実施する場合があります。

自然エネルギー事業では発電施設の開発資金、不動産コンサルティング事業では販売用不動産の取得資金、ショッピングセンター事業では設備投資資金を原則として当該物件を担保とした金融機関からの借入金により調達しております。このため、市場金利が上昇する局面や、当社の希望する条件での借入等ができなかった場合には、支払利息等が増加し当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記発電施設の開発や販売用不動産の取得資金については、個別の案件毎に金融機関への融資打診をしており、現時点では安定的に資金調達ができております。また、平成30年7月に再開した映画館への投資等、ショッピングセンターへの設備投資を行っており、平成30年8月期第3四半期会計期間末時点において有利子負債残高は1,818,164千円であり、総資産に占める有利子負債は61.0%となっております。

今後も発電設備の開発や販売用不動産の増加、ショッピングセンター事業への設備投資等により、有利子負債が増加する可能性があります。

また、当社の財政状態が著しく悪化する等により、当社の信用力が低下し安定的な融資が受けられないなど資金調達に制約を受けた場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 減損会計の影響に係るリスク

平成14年8月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、減損会計基準）に基づき減損会計基準が適用されております。当社では、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失が発生した場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の経営者への依存について

当社創成期からの事業推進役である代表取締役社長河本幸士郎及び取締役小川潤之は、不動産及び不動産金融に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定等、当社の事業活動全般にわたって重要な役割を果たしています。当社では、過度に両氏に依存しないよう、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による業務執行体制の構築等に取り組んでおりますが、何らかの理由により両氏による当社の業務遂行が困難になった場合には、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 小規模組織における管理体制について

当社は、本書提出日現在、取締役6名(内1名は非常勤)、監査役3名(内2名は非常勤)、従業員26名と小規模組織にて運営しており、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。今後の事業の拡大及び多様化に対応じて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保について

当社は、今後の更なる事業拡大を推進する上で優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要であると認識しており、適切な時期を見定めながら採用活動を実施し、また、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築や教育の実施を進めております。

しかしながら、当社は小規模組織であるため、当社の求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営等に支障が生じ、当社の業績及び事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配当政策について

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりません。現時点において当社は、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(11) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存の株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は168,200株であり、発行済株式総数の13.89%に相当しております。

(12) 調達資金の使途について

今回計画している公募増資による調達した資金の使途につきましては、主に自然エネルギー事業における発電施設取得・開発資金、及び不動産コンサルティング事業の収益不動産売買領域における収益不動産の取得・開発資金に充当する方針であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するため、現時点における計画以外の使途に充当する可能性があります。なお、上記資金使途と異なる使途にて充当する必要がある場合には、速やかに開示いたします。当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。そのような場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成29年1月19日付（契約期間3年、以降1年毎自動更新）で、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下、「投資法人」という。）と、その資産運用会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社との間で「サポート契約」（以下、「本契約」という。）を締結いたしました。

(1) 締結の理由

当社は、投資法人のスポンサーであるリニューアブル・ジャパン株式会社への発電施設売却や共同事業の実績が評価され、今後も継続的な取引拡充を図るために契約締結に至りました。

再生可能エネルギー市場のマーケット拡大に寄与する重要な取り組みであり、当社の更なる収益拡大を目指すものであります。

(2) 契約の内容

本契約の締結により提供される業務

- ・優先的売却情報の提供
- ・優先的売買交渉権の付与
- ・ウェアハウジング機能の提供
- ・共同投資
- ・業務支援等
- ・情報交換及び情報提供
- ・商標使用の許諾
- ・投資口の取得及び保有
- ・売却資産に係る情報の提供

なお、優先的売却情報の提供や優先的売買交渉権の付与については、初期条件として第三者に対して優先交渉権が付されている場合や、当社株主やSPC投資家の全部又は一部の同意が得られない場合等、やむを得ない事情がある場合には、適用除外とされます。

6 【研究開発活動】

該当する事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを用いております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理

的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針については、後記「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載されております。

(2) 財政状態の分析

第6期事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

(資産の部)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末と比較して337,058千円増加し、1,887,822千円 (前事業年度比21.7%増) となりました。

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末と比較して88,811千円増加し、898,800千円 (前事業年度比11.0%増) となりました。これは主に営業投資有価証券が207,935千円減少したものの、現金及び預金が207,765千円、前払金が193,498千円増加したことによります。

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末と比較して248,246千円増加し、989,021千円 (前事業年度比33.5%増) となりました。これは主に太陽光発電施設の取得に伴い機械及び装置が194,483千円増加したことによります。

(負債の部)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末と比較して116,703千円増加し、1,471,543千円 (前事業年度比8.6%増) となりました。

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末と比較して56,606千円減少し、654,848千円 (前事業年度比8.0%減) となりました。これは主に短期借入金が70,000千円、1年内返済予定の長期借入金が36,470千円、未払金が22,035千円減少したものの、未払法人税等が86,974千円増加したことによります。

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末と比較して173,310千円増加し、816,695千円 (前事業年度比26.9%増) となりました。これは主に長期借入金が200,189千円増加したことによります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末と比較して220,354千円増加し、416,278千円 (前事業年度比112.5%増) となりました。これは主に第三者割当増資により資本金が75,000千円、資本準備金が74,998千円、及び当期純利益の計上により利益剰余金が70,355千円増加したことによります。

第7期第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)

(資産の部)

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末と比較して1,095,000千円増加し、2,982,822千円となりました。

流動資産は、前事業年度末と比較して828,188千円増加し、1,726,989千円となりました。これは主に自然エネルギー事業における太陽光発電施設の売却及び短期借入金により現金及び預金が490,775千円、不動産コンサルティング事業において当期より開始した収益不動産販売領域に係る販売用不動産を502,515千円計上したことによります。

固定資産は、前事業年度末と比較して266,811千円増加し、1,255,833千円となりました。これは主に当第3四半期累計期間中に売却した太陽光発電施設のうち、土地の部分について、購入者の意向により賃貸保有となったため、当該施設の土地部分を開発事業支出金から固定資産の土地に振り替えたことにより100,000千円、ショッピングセンターフォルテの空調設備更新等に伴い建物が117,911千円増加したことによります。

(負債の部)

当第3四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末と比較して929,049千円増加し、2,400,593千円となりました。

流動負債は、前事業年度末と比較して414,526千円増加し、1,069,375千円となりました。これは主に短期借入金が216,300千円、不動産取引に伴い流動負債のその他に含まれる預り金が142,492千円増加したことによります。

固定負債は、前事業年度末と比較して514,522千円増加し、1,331,218千円となりました。これは主に長期借入金が500,966千円増加したことによります。

(純資産の部)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末と比較して165,950千円増加し、582,229千円となりました。これは四半期純利益を計上したことにより利益剰余金が165,950千円増加したことによります。

(3) 経営成績の分析

第6期事業年度(自平成28年9月1日至平成29年8月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度と比較して292,620千円増加し、1,266,389千円(前事業年度比30.1%増)となりました。売上高の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりです。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は、前事業年度と比較して98,970千円増加し、559,657千円(前事業年度比21.5%)増となりました。これは主に売上高が増加したことによります。

(営業利益)

当事業年度における営業利益は、前事業年度と比較して55,234千円増加し、116,923千円(前事業年度比89.5%増)となりました。これは主に事業拡大に伴い採用した人材の人件費等計上による販売費及び一般管理費の増加43,735千円に対し、売上総利益の増加が98,970千円に及んだことによります。

(経常利益)

当事業年度における経常利益は、前事業年度と比較して57,526千円増加し、118,670千円(前事業年度比94.1%増)となりました。

(税引前当期純利益)

当事業年度における税引前当期純利益は、前事業年度と比較して17,360千円増加し、105,064千円(前事業年度比19.8%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度における当期純利益は、前事業年度と比較して9,203千円増加し、70,355千円(前事業年度比15.0%増)となりました。

第7期第3四半期累計期間(自平成29年9月1日至平成30年5月31日)

(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は、2,765,300千円となりました。売上高の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりです。

(売上総利益)

当第3四半期累計期間における売上総利益は、787,973千円となりました。これは主に自然エネルギー事業における施設売却や不動産コンサルティング事業の売上高が増加したことによります。

(営業利益)

当第3四半期累計期間における営業利益は、303,518千円となりました。

(経常利益)

当第3四半期累計期間における経常利益は、281,315千円となりました。

(税引前四半期純利益)

当第3四半期累計期間における税引前四半期純利益は、271,232千円となりました。

(四半期純利益)

当第3四半期累計期間における四半期純利益は、165,950千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

「第1 企業の概況 3 事業の内容」及び「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

当事業年度の設備投資については、太陽光発電施設の開発やショッピングセンターの改修などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は306,773千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 自然エネルギー事業

当事業年度の主な設備投資は、太陽光発電施設の鹿児島加世田の自社発電施設の開発を中心に、総額260,140千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 不動産コンサルティング事業

当事業年度の設備投資及び、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) ショッピングセンター事業

当事業年度の主な設備投資は、ショッピングセンターの改修を中心とする総額22,078千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社共通

当事業年度の主な設備投資は本社移転を中心とする総額24,554千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第7期第3四半期累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日）

当第3四半期累計期間の設備投資については、主にショッピングセンター事業への設備投資を実施しております。当事業年度の設備投資の総額は229,396千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 自然エネルギー事業

当第3四半期累計期間の設備投資及び、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 不動産コンサルティング事業

当第3四半期累計期間の設備投資及び、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) ショッピングセンター事業

当第3四半期累計期間の主な設備投資は、映画館の再開、フードコートの設置並びにエネルギーコスト削減のための空調設備の更新に総額222,929千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社共通

当第3四半期累計期間の主な設備投資は、社用車に6,467千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成29年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)							従業員数 (名)	
			建物	構築物	機械及び 装置	車両運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計		
本社 (東京都千代 田区)	—	本社機能	28,468	—	—	—	—	—	2,787	31,256	11
フォルテ屋上 (宮城県柴田 郡大河原町)	自然エネル ギー事業	太陽光発 電施設	—	—	114,752	—	—	—	—	114,752	—
三重久保 (三重県度会 郡玉城町)	自然エネル ギー事業	太陽光発 電施設	—	—	105,324	—	606 (74.00)	—	—	105,931	—
伊豆の国 (静岡県伊豆 の国市)	自然エネル ギー事業	太陽光発 電施設	—	—	—	—	85,000 (30,817.29)	—	—	85,000	—
群馬千代田 (群馬県邑楽 郡千代田町)	自然エネル ギー事業	太陽光発 電施設	—	—	44,080	—	—	—	679	44,760	—
高千穂 (宮崎県西臼 杵郡高千穂 町)	自然エネル ギー事業	太陽光発 電施設	—	—	27,132	—	500 (1,768.00)	—	—	27,632	—
鹿児島加世田 (鹿児島県南 さつま市)	自然エネル ギー事業	太陽光発 電施設	—	—	233,594	—	11,900 (10,529.00)	—	—	245,494	—
フォルテ (宮城県柴田 郡大河原町)	ショッピ ングセン ター 事業	ショッピ ングセン ター	146,700	779	500	100	71,521 (50,245.58)	58,824	—	278,424	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び無形固定資産であります。
 4. 上記の他、賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

平成29年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員人数 (名)	床面積 (㎡)	年間賃借料又はリ ース料 (千円)
本社 (東京都千代田区)	—	本社	11	209.01	26,555

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年9月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調 達方法	着手年月	完了予定年 月	完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
フォルテ (宮城県柴 田郡大河原 町)	ショッピング センター 事業	店舗(衣料 品)	50,000	—	借入金 及び自 己資金	平成30年11月	平成30年12月	売上高 1.2%増
フォルテ (宮城県柴 田郡大河原 町)	ショッピング センター 事業	フードコー ト	70,000	—	借入金 及び自 己資金	平成30年9月	平成30年12月	売上高 1.4%増
フォルテ (宮城県柴 田郡大河原 町)	ショッピング センター 事業	ベースボー ル (VR)	100,000	—	借入金 及び自 己資金	平成30年9月	平成30年11月	売上高 2.2%増
フォルテ (宮城県柴 田郡大河原 町)	ショッピング センター 事業	改修他	200,000	—	借入金 及び自 己資金	平成31年9月	平成32年8月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本設備投資については、維持・更新投資が目的であり、完成後の増加能力を算定することは困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

- (注) 1. 平成30年6月8日開催の臨時株主総会決議により、同日付で発行可能株式総数を210,000株から240,000株へ変更しております。
2. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、発行可能株式総数は240,000株から4,800,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,210,600	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお単元株式数は100株です。
計	1,210,600	—	—

- (注) 1. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、発行済株数は1,150,070株増加し、1,210,600株となっております。
2. 平成30年6月8日開催の臨時株主総会決議により、単元株式数は100株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権

平成28年6月30日臨時株主総会決議及び平成28年6月30日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年9月30日)
新株予約権の数(個)	5,100	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	100	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,100(注)1	100,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000(注)2	1,250(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成30年7月1日 至平成38年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	発行価格 1,250 資本組入額 625(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。
4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- i 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ii 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - v 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、提出日の前月末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第2回新株予約権

平成29年8月22日臨時株主総会決議及び平成29年8月22日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,000	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注)1	12,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,714(注)2	1,786(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成31年8月23日 至平成39年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,714 資本組入額 17,857	発行価格 1,786 資本組入額 893(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。

4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

i 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、提出日の前月末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第3回新株予約権

平成29年11月28日定時株主総会決議及び平成29年11月28日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年9月30日)
新株予約権の数(個)	—	1,330
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	26,600(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	2,150(注)2、6
新株予約権の行使期間	—	自平成31年11月29日 至平成39年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 2,150 資本組入額 1,075(注)6
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注)4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。

4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

i 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、提出日の前月末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 第4回新株予約権

平成30年5月31日取締役会及び平成30年6月8日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年9月30日)
新株予約権の数(個)	—	1,480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	29,600(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	2,500(注)2、6
新株予約権の行使期間	—	自平成32年6月9日 至平成40年6月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 2,500 資本組入額 1,250(注)6
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注)4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。

4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

i 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- v 株式移転
株式移転により設立する株式会社

6. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、提出日の前月末現在の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年6月30日 (注) 1	普通株式 500	普通株式 500	—	50	—	—
平成27年8月2日 (注) 2	普通株式 49,500	普通株式 50,000	—	50	—	—
平成27年8月3日 (注) 3	普通株式 6,330	普通株式 56,330	94,950	95,000	—	—
平成29年8月29日 (注) 4	A種優先株式 4,200	普通株式 56,330 A種優先株式 4,200	75,000	170,000	74,998	74,998
平成30年5月31日 (注) 5	普通株式 4,200 A種優先株式 △4,200	普通株式 60,530	—	170,000	—	74,998
平成30年6月9日 (注) 6	普通株式 1,150,070	普通株式 1,210,600	—	170,000	—	74,998

(注) 1. 平成27年6月30日に合同会社から株式会社へ組織変更した際に、組織変更する持分会社の社員が取得した組織変更後株式会社の株式の数です。

2. 平成27年8月2日付で実施した、普通株式1株を100株に分割する株式分割によるものです。

3. 有償第三者割当

割当先 河本 幸士郎
発行株数 6,330株
発行価格 15,000円
資本組入額 15,000円

4. 有償第三者割当

割当先 E E I スマートエネルギー投資事業有限責任組合
発行株数 4,200株
発行価格 35,714円
資本組入額 17,857円

5. 平成30年5月31日にA種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。

6. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で実施した、普通株式1株を20株に分割する株式分割によるものです。

(5) 【所有者別状況】

平成30年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	10	13	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,176	—	—	10,929	12,105	100
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	9.7	—	—	90.3	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,210,500	12,105	単元株式数100株
単元未満株式	100	—	—
発行済株式総数	1,210,600	—	—
総株主の議決権	—	12,105	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成28年6月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 4（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 付与対象者の区分及び人数については、従業員の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社取締役2名、当社従業員3名となっております。

② 第2回新株予約権（平成29年8月22日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成29年8月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 付与対象者の区分及び人数については、従業員の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社従業員4名となっております。

③ 第3回新株予約権（平成29年11月28日定時株主総会決議）

決議年月日	平成29年11月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 10（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 付与対象者の区分及び人数については、従業員の役員の就任及び従業員の退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社取締役2名、当社従業員6名となっております。

④ 第4回新株予約権（平成30年6月8日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成30年6月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 84,000	—
当期間における取得自己株式	—	—

（注） 1. 平成30年5月31日にA種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。

2. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の株式数については株式分割後の株式数を記載しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 84,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 1. 平成30年5月31日開催の取締役会決議により、同日付で84,000株のA種優先株式を消却しております。

2. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の株式数については株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりません。現時点において当社は、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当について、期末配当の基準日を8月31日とする旨及び2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性一名（役員のうち女性の比率—%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	河本 幸士郎	昭和48年11月24日	平成11年4月 平成13年4月 平成15年6月 平成18年11月 平成26年12月 平成27年8月	明豊ファシリティワークス株式会社 入社 株式会社リアルワークス 入社 グローバンス株式会社 入社 グローブナー・ファンド・マネジメン ト・ジャパン・リミテッド 入社 合同会社フォルテ（現当社） 入社 当社 代表取締役社長（現任）	(注) 3	186,600
取締役	最高執行 責任者	小川 潤之	昭和52年8月9日	平成13年11月 平成17年3月 平成18年10月 平成19年5月 平成24年10月 平成27年8月 平成28年4月 平成29年11月 平成30年4月	三井不動産販売株式会社 入社 グローバンス株式会社 入社 クレディ・スイス・プリンシパルイン ベストメンツ 入社 ファンド・ディレクション株式会社 代表取締役 合同会社フォルテ（現当社） 入社 当社 最高財務責任者 当社 取締役最高財務責任者 当社 取締役最高執行責任者兼最高投 資責任者 当社 取締役最高執行責任者（現任）	(注) 3	681,520
取締役	最高財務 責任者	廣瀬 一成	昭和49年8月24日	平成9年4月 平成17年10月 平成20年1月 平成21年7月 平成28年3月 平成28年4月 平成29年9月 平成30年4月	和光証券株式会社（現みずほ証券株式 会社） 入社 メリルリンチ日本証券株式会社（現三 菱UFJモルガンスタンレーPB証券株式 会社） 入社 株式会社新生銀行 入行 SMBCフレンド証券株式会社（現SMBC日 興証券株式会社） 入社 当社入社 経営企画室長 当社 取締役最高管理責任者 当社 取締役最高管理責任者兼経営管 理部長 当社 取締役最高財務責任者（現任）	(注) 3	—
取締役	最高管理 責任者 / 経営管理 部長	鈴木 健仁	昭和51年3月15日	平成10年4月 平成13年6月 平成14年10月 平成16年12月 平成19年12月 平成25年1月 平成26年8月 平成28年3月 平成28年8月 平成29年3月 平成29年11月 平成30年4月	株式会社千葉銀行 入行 株式会社グラックス&アソシエイツ 囑託契約 株式会社ゼクス 入社 エルシーピー・リート・アドバイザー ズ株式会社 出向（現コンソナント・ インベストメントマネジメント株式会 社） 企画部長 グローブナー・ファンド・マネジメン ト・ジャパン・リミテッド 入社 コンプライアンスオフィサー 株式会社フォンテーニアリアルエステー ト 入社 専務執行役員 リニューアブル・ジャパン株式会社 入社 金融事業本部担当部長 アールジェイ・インベストメント株式 会社 出向 インベストメントオフィ サー 同社 取締役兼投資運用部長 アールジェイ・インベストメント株式 会社 転籍 当社入社 執行役員（現任） 経営管理部長（現任） 当社 取締役最高管理責任者（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	最高投資責任者 / 投資事業部長	緒方 秀和	昭和55年8月28日	平成15年4月 平成17年8月 平成18年12月 平成29年9月 平成30年4月	株式会社ゼファー 入社 グローバンス株式会社 入社 PAGインベストメント・マネジメント株式会社 入社 当社入社 執行役員 (現任) 投資事業部長 (現任) 当社 取締役最高投資責任者 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	森 一雄	昭和27年12月11日	昭和52年4月 平成3年4月 平成6年10月 平成9年6月 平成11年9月 平成12年8月 平成13年5月 平成14年5月 平成16年4月 平成18年4月 平成20年6月 平成21年5月 平成22年4月 平成23年4月 平成25年5月 平成26年2月 平成27年4月 平成29年11月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 同行 ベルリン駐在員事務所首席駐在員 ドイツ興銀 出向 取締役 営業統括興銀証券株式会社 (現みずほ証券株式会社) 出向 同社 シンジケーション部長 同社 市場開発部長 新光証券株式会社 (現みずほ証券株式会社) 出向 資本市場本部 部長 同社 入社 インベストメントバンキング4部長 同社 インベストメントバンキング1部長 同社 執行役員 企業金融5部長 同社 執行役員M&Aアドバイザー部門担当 同社 執行役員 グローバル投資銀行部門 M&A関連担当 日本証券テクノロジー株式会社 入社 常務執行役員 同社 取締役 同社 シニアフェロー 株式会社リガク 入社 社長室 理事 森総合事務所 代表 (現任) 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	佐々木 敏夫	昭和23年4月19日	昭和47年4月 昭和58年3月 昭和62年6月 平成7年3月 平成8年3月 平成10年5月 平成12年6月 平成19年3月 平成21年7月 平成22年4月 平成28年4月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 石油公団 出向 株式会社日本興業銀行 札幌支店 審査役 同行 業務部 参事役 同行 融資第二部 参事役 株式会社マイカル北海道 (現イオン北海道株式会社) 派遣 経営企画室 同社 入社 取締役経営企画室長 株式会社アクティオ 入社 株式会社エマルシェ 入社 取締役社長室長 同社 代表取締役社長 当社 常勤監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	松村 正哲	昭和45年11月19日	平成9年4月 同年同月 平成27年3月 平成28年11月 平成29年3月	弁護士登録 (東京弁護士会入会) 森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所 松村綜合法律事務所開設 (現任) 当社 監査役 (現任) 株式会社global bridge HOLDINGS監査役 (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	原田 昌平	昭和32年9月19日	昭和59年10月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人） 入所	(注) 4	—
				平成5年7月	アーンストアンドヤング・ロンドン事務所 出向		
				平成11年2月	アーンストアンドヤング・グローバルフィナンシャルサービス株式会社 出向		
				平成11年5月	同法人 パートナー		
				平成17年2月	同法人 金融サービス部長		
				平成22年7月	同法人 金融事業部副部長		
				平成24年9月	同法人 常務理事、アドバイザー事業部長		
				平成27年7月	同法人 常務理事、アカウンティング・ソリューション事業部長		
				平成29年7月	公認会計士原田昌平事務所開設（現仙石山パートナーズ会計事務所）（現任）		
				同年同月	全国農業協同組合連合会監事（現任）		
				平成30年4月	CITIC Limited 独立非執行董事（現任）		
				同年同月	当社 監査役（現任）		
				平成30年8月	一般社団法人日本クラウドファンディング協会 理事（現任）		
計							868,120

(注) 1. 取締役 森一雄は、社外取締役であります。

2. 監査役 佐々木敏夫、松村正哲及び原田昌平は社外監査役であります。

3. 取締役の任期は平成30年6月8日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。

4. 監査役の任期は平成30年6月8日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

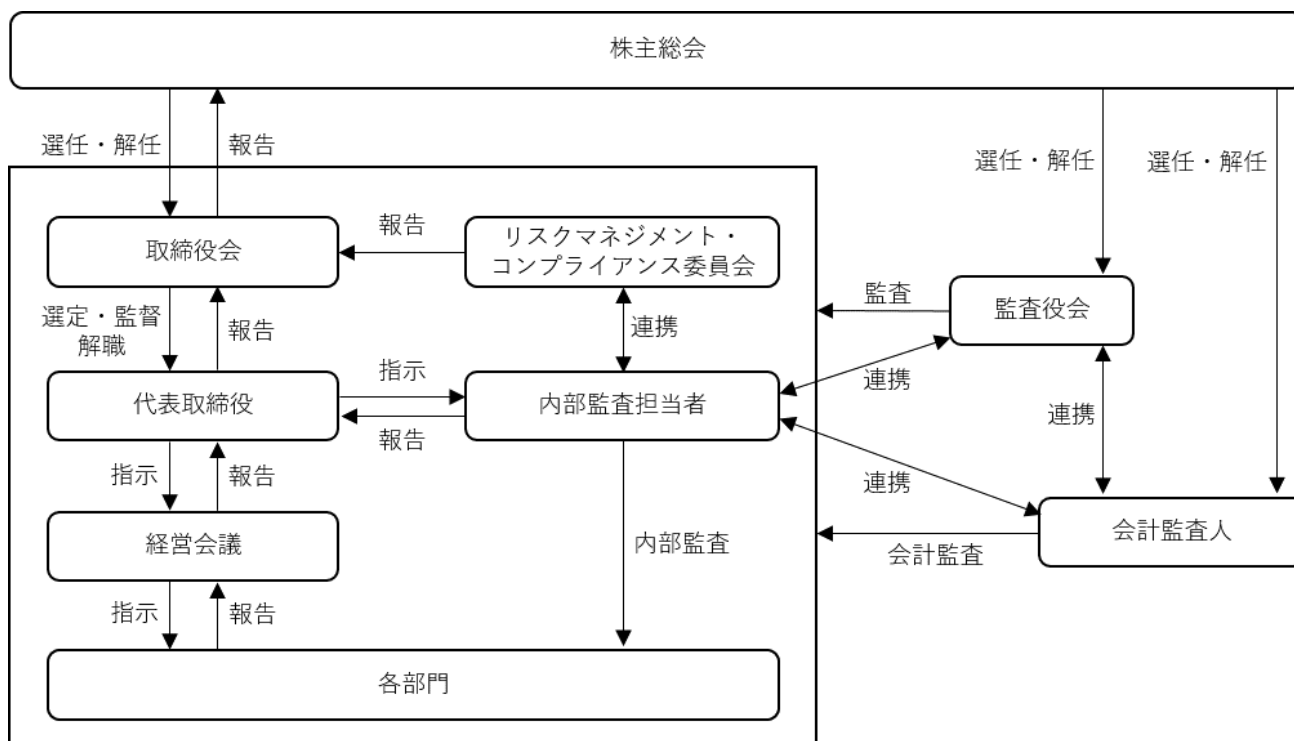
当社は、「価値の再生：潜在する価値を再生し、価値の化学反応を促します。」という経営理念のもと、企業が持続的に発展するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものであると考えております。

このため、株主をはじめ、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しており、当該認識のもと、当社全体の内部統制整備・運用を徹底することにより、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

② 企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会を設けるとともに、経営及び業務執行に関する協議・意思決定機関として経営会議を設置しております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役1名）により構成されております。毎月開催される取締役会に加え、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名（3名とも社外監査役）で構成されております。監査役は「監査役監査規程」及び監査計画に基づき取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

c. 経営会議

当社では、毎月1回、原則として常勤取締役、常勤監査役が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、経営や事業運営に係る重要な討議、決裁、意思決定、及び各部門の業務執行報告を行っており、出席者が情報を共有し、十分な議論を行っております。

d. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者3名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

ロ 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図ります。
 - ・取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、会社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努めております。
 - ・取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招く恐れを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報します。
 - ・コンプライアンスに関する相談又は不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実行性を高めております。
 - ・法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長が内部監査担当を指名し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施しております。
 - ・財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の整備・運用を行う体制を整備しております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
 - ・取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができます。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクごとの把握と対応を行う体制をとっております。
 - ・重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施できる体制を採っております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切な意思決定を行っております。
 - ・「経営会議規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査役で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行っております。
 - ・業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。
- e. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況を確認します。
 - ・取締役及び使用人は、主な業務執行について適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告します。
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行います。
 - ・取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わないものとしております。

f. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができます。
- ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保します。
- ・ 監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担します。

g. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、役職員に周知徹底しております。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務等様々な事業運営上のリスクについて「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、リスクに対する基本的な方針及び管理方法を明確にすることにより、適切なリスク管理の運営を行うべく体制の構築を行っております。事業活動上の重大な事態が発生した場合にはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対してその報告を行い、必要に応じその対策について協議を行うこととなっております。

また、当社は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士及び社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役社長より指名された内部監査担当者3名によって編成する組織横断的な内部監査を実施しております。内部監査は「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的、効果的に運営されているか確認しております。

また、監査役（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）は「監査役監査規程」の定めに基づき監査計画を策定し、取締役会その他社内会議に出席するほか、各取締役に対する面談等を通じて、取締役の職務執行について監査しております。

さらに、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

④ 会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	補助者の構成
指定有限責任社員 業務執行社員 齋藤 哲	公認会計士 6名
指定有限責任社員 業務執行社員 石井 雅也	その他 6名

(注) 継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は取締役6名のうち1名を選任しております。また、社外監査役は監査役3名のうち3名を選任しております。社外取締役は、幅広い知見と経験を持ち、当社の取締役会に参加し、業務執行に関する意思決定について監督・提言を行っており、また、社外監査役は、リスクマネジメントの監査、経営に対する監視、監督機能を担っております。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しています。

社外取締役森一雄は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な知識・経験を有しております。経営から独立した客観的かつ中立的な立場から当社の経営に関する的確な助言を頂けるものと考え、社外取締役に招聘したものであります。

社外監査役佐々木敏夫は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な実務経験と豊富な知識を有しております。当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。

社外監査役松村正哲は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待して監査役に招聘したものであります。

社外監査役原田昌平は、公認会計士としての監査経験を通じ、財務及び会計に関する高度な知見と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等への助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。

社外取締役森一雄及び社外監査役佐々木敏夫、松村正哲、原田昌平との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査担当者及び会計監査人との相互連携につきましては、情報を共有し、連携体制をとっております。

⑥ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	54,000	54,000	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	10,320	10,320	—	—	—	2

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬額等の範囲内において、取締役の協議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役の定数は11名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

b. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

c. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行するためであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	15,150	0	—	—	(注)
上記以外の株式	—	—	—	—	—

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「評価損益の合計額」は記載していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度の前連結会計年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	6,000	—	9,000	—
計	6,000	—	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）並びに前事業年度（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）及び当事業年度（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）並びに第3四半期累計期間（平成29年9月1日から平成30年5月31日まで）の四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表について

当事業年度においては、当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催する研修への参加及び専門誌等の購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		前連結会計年度 (平成28年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		※1 175,248
売掛金		※1 17,823
開発事業等支出金		395,022
前払金		162,072
前払費用		9,273
未収入金		5,266
未収還付消費税等		28,620
繰延税金資産		6,558
その他		10,420
流動資産合計		810,305
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		176,575
減価償却累計額		△30,529
建物及び構築物 (純額)		※1 146,046
機械装置及び運搬具		446,801
減価償却累計額		△111,422
機械装置及び運搬具 (純額)		※1 335,379
土地		※1 157,627
その他		12,436
減価償却累計額		△4,093
その他 (純額)		8,342
有形固定資産合計		647,395
無形固定資産		
借地権		※1 51,308
無形固定資産合計		51,308
投資その他の資産		
投資有価証券		15,550
長期前払費用		15,166
敷金		11,195
その他		158
投資その他の資産合計		42,070
固定資産合計		740,775
資産合計		1,551,080

(単位：千円)

前連結会計年度
(平成28年8月31日)

負債の部		
流動負債		
短期借入金		385,000
1年内返済予定の長期借入金	※1,※2	138,487
未払金		104,812
未払法人税等		90
前受金		17,579
ポイント引当金		13,745
その他		56,687
流動負債合計		<u>716,401</u>
固定負債		
長期借入金	※1,※2	431,168
繰延税金負債		84,553
資産除去債務		18,385
長期預り敷金		109,277
固定負債合計		<u>643,384</u>
負債合計		<u>1,359,785</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		95,000
利益剰余金		96,294
株主資本合計		<u>191,294</u>
純資産合計		<u>191,294</u>
負債純資産合計		<u>1,551,080</u>

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
売上高	874,758
売上原価	414,147
売上総利益	460,611
販売費及び一般管理費	※1 403,552
営業利益	57,059
営業外収益	
受取利息	2,260
雑収入	6,803
営業外収益合計	9,064
営業外費用	
支払利息	9,025
アレンジメント手数料	583
営業外費用合計	9,608
経常利益	56,514
特別利益	
固定資産売却益	※2 21,515
負ののれん発生益	4,329
保険金収入	1,201
特別利益合計	27,045
特別損失	
固定資産除却損	※3 486
特別損失合計	486
税金等調整前当期純利益	83,074
法人税、住民税及び事業税	188
法人税等調整額	26,363
法人税等合計	26,551
当期純利益	56,522
親会社株主に帰属する当期純利益	56,522

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
当期純利益	56,522
包括利益	56,522
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	56,522

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	95,000	39,771	134,771	134,771
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		56,522	56,522	56,522
当期変動額合計	—	56,522	56,522	56,522
当期末残高	95,000	96,294	191,294	191,294

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	83,074
減価償却費	60,046
のれん償却額	609
受取利息	△2,260
支払利息	9,025
アレンジメント手数料	583
固定資産売却損益 (△は益)	△21,515
保険金収入	△1,201
固定資産除却損	486
負ののれん発生益	△4,329
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,119
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△296,490
前払金の増減額 (△は増加)	△264,072
未収入金の増減額 (△は増加)	6,074
その他の資産の増減額 (△は増加)	△27,723
前受金の増減額 (△は減少)	△3,036
預り金の増減額 (△は減少)	△53,928
長期預り敷金の増減額 (△は減少)	△11,700
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△8,292
未払金の増減額 (△は減少)	△1,428
その他の負債の増減額 (△は減少)	△12,706
その他	△6,001
小計	△556,906
利息の受取額	2,848
利息の支払額	△7,838
法人税等の支払額	△8,992
保険金の受取額	1,201
営業活動によるキャッシュ・フロー	△569,687
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△157,462
有形固定資産の売却による収入	52,451
投資有価証券の取得による支出	△3,196
投資有価証券の売却による収入	15,150
短期貸付けによる支出	△135,600
短期貸付金の回収による収入	312,332
長期貸付金の回収による収入	15,000
敷金の差入による支出	△3,876
敷金の回収による収入	8,409
長期前払費用の取得による支出	△1,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	101,309
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	378,000
長期借入れによる収入	533,000
長期借入金の返済による支出	△459,632
アレンジメント手数料の支払額	△15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	436,367
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△32,010
現金及び現金同等物の期首残高	204,810
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,448
現金及び現金同等物の期末残高	※1 175,248

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

匿名組山元第一

匿名組山元第一は、当連結会計年度において、匿名組合出資をしたことから、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、7月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

開発事業等支出金

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。又、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

機械装置及び運搬具 4年～17年

(3) 重要な引当金の計上基準

ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与したポイントの将来の使用に伴う費用発生に備えるため、使用実績に基づいて見積もった額をポイント引当金として計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 支払利息の取得原価への算入

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、長期かつ大規模で一定の条件に該当する自然エネルギー事業における太陽光発電施設開発に係る開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。

なお、当連結会計年度において取得原価に算入した支払利息は24,965千円であります。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自平成27年9月1日至平成28年8月31日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)
現金及び預金	20,436千円
売掛金	5,490
建物及び構築物	102,973
機械装置及び運搬具	287,558
土地	156,521
借地権	51,308
計	624,289

担保付債務

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	38,880千円
長期借入金	390,515
計	429,395

※2 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	24,876千円
長期借入金	335,686
計	360,562

- ① 単体の貸借対照表の純資産合計金額を平成27年8月期末日における同表の純資産合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 単体の損益計算書の経常損益を2期連続(初回を平成27年8月期及び平成28年8月期の2期とする。)で損失としないこと。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
給料及び手当	19,749千円
役員報酬	51,200
業務委託費	48,440
ポイント引当金繰入額	13,745

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
建物及び構築物	18,386千円
土地	3,128
計	21,515

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
機械装置及び運搬具	486千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	56,330	—	—	56,330
合計	56,330	—	—	56,330

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
現金及び預金	175,248千円
現金及び現金同等物	175,248

2 重要な非資金取引の内容

(1) 合併した会社より承継した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

合併した合同会社グリーンパワーより承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	39,752千円
固定資産	18,621
資産合計	58,374
流動負債	149
固定負債	5,895
負債合計	6,044

(注) 1. 現金及び現金同等物が2,252千円含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

2. 当社の合同会社グリーンパワーに対する短期貸付金48,000千円並びに合同会社グリーンパワーの当社からの短期借入金48,000千円については、合併に際し相殺消去しております。

合併した合同会社メガソーラー1号より承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	405千円
のれん	609
資産合計	1,015
流動負債	1,015
負債合計	1,015

(注) 現金及び現金同等物が195千円含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

(2) 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
重要な資産除去債務の計上額	2,767千円

(金融商品関係)

前連結会計年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に自然エネルギー事業及びショッピングセンター事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、リスクヘッジを目的に行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に、純投資を目的とした非上場株式及び非上場株式を原資産にした新株予約権であります。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また主な目的は、設備投資に必要な資金の調達であり、返済日は決算日後、最長で14年後であります。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、各部門からの報告に基づき、財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	175,248	175,248	—
(2) 売掛金	17,823	17,823	—
(3) 未収入金	5,266	5,266	—
資産計	198,337	198,337	—
(1) 短期借入金	385,000	385,000	—
(2) 未払金	104,812	104,812	—
(3) 未払法人税等	90	90	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	569,655	570,503	848
負債計	1,059,557	1,060,406	848

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
非上場株式	15,150
新株予約権	400

非上場株式及び新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	175,248	—	—	—
売掛金	17,823	—	—	—
未収入金	5,266	—	—	—
合計	198,337	—	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	385,000	—	—	—	—	—
長期借入金	138,487	48,516	48,547	46,483	38,963	248,657
合計	523,487	48,516	48,547	46,483	38,963	248,657

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成28年8月31日)

1. その他有価証券

その他有価証券は、非上場株式及び新株予約権(連結貸借対照表計上額15,550千円)であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

当連結会計年度(自平成27年9月1日至平成28年8月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	15,150	—	—
合計	15,150	—	—

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 102,000株
付与日	平成28年7月1日
権利確定条件	権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。)
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年7月1日～平成38年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	102,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	102,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日
権利行使価格 (円)	1,250
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションを付与した時点において、当社株式は未公開株式であるため、Stock・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値より算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、時価純資産法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、Stock・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	4,645千円
繰越欠損金	1,912
抱合株式消滅差損	30,493
資産除去債務	6,175
その他	8,788
繰延税金資産小計	52,015
評価性引当額	△30,493
繰延税金資産合計	21,522
繰延税金負債	
吸収合併に伴う時価評価差額	△5,151
匿名組合損益取込調整額	△31,244
資産除去債務に対応する除去費用	△4,823
特別償却準備金	△58,298
繰延税金負債合計	△99,517
繰延税金資産(△負債)純額	△77,995

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	6,558千円
固定負債－繰延税金負債	△84,553

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
住民税均等割等	0.2
税率差異	△5.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年9月1日に開始する連結会計年度及び平成29年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、従前の35.4%から33.8%に、平成30年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については33.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

取得による企業結合

1. 合同会社グリーンパワーの吸収合併

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 合同会社グリーンパワー
事業の内容 太陽光発電施設の開発
- ② 企業結合を行った主な理由
自然エネルギー事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、自然エネルギー事業の競争力を高めるものであります。
- ③ 企業結合日
平成27年10月20日
- ④ 企業結合の法的形式
当社を存続会社とする吸収合併方式で、合同会社グリーンパワーは解散いたしました。なお、本合併に伴う合併対価の交付はありません。
- ⑤ 結合後企業の名称
霞ヶ関キャピタル株式会社
- ⑥ 取得した議決権比率
100%

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年10月20日から平成28年8月31日

(3) 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

- ① 発生した負ののれん発生益の金額
4,329千円
- ② 発生原因
取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	39,752千円
固定資産	18,621
資産合計	58,374
流動負債	48,149
固定負債	5,895
負債合計	54,044

(5) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当該影響額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。なお、当該概算額の算定につきましては、監査証明を受けておりません。

2. 合同会社メガソーラー1号の吸収合併

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 合同会社メガソーラー1号
事業の内容 太陽光発電施設の開発
- ② 企業結合を行った主な理由
自然エネルギー事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、自然エネルギー事業の競争力を高めるものであります。
- ③ 企業結合日
平成27年10月20日

- ④ 企業結合の法的形式
当社を存続会社とする吸収合併方式で、合同会社メガソーラー1号は解散いたしました。なお、本合併に伴う合併対価の交付はありません。
- ⑤ 結合後企業の名称
霞ヶ関キャピタル株式会社
- ⑥ 取得した議決権比率
100%

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成27年10月20日から平成28年8月31日

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん
609千円
- ② 発生原因
今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。
- ③ 償却方法及び償却期間
即時償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	405千円
資産合計	405
流動負債	1,015
負債合計	1,015

(5) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当該影響額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。なお、当該概算額の算定につきましては、監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自平成27年9月1日至平成28年8月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
当社が保有する太陽光発電施設の撤去費用及び本社事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年～17年と見積り、割引率は0.8%～1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
期首残高	15,408千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,767
時の経過による調整額	209
期末残高	18,385

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

当社では、宮城県柴田郡大河原町において、賃貸用の商業施設、駐車場等を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は162,502千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は下記のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	183,941
	期中増減額	117,857
	期末残高	301,798
期末時価		1,504,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加額は伊豆の国太陽光発電施設の土地取得85,000千円であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業部門を置き、各事業部門は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部門を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「自然エネルギー事業」、「不動産コンサルティング事業」及び「ショッピングセンター事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「自然エネルギー事業」は、主に太陽光発電施設の開発及び販売、電気事業者への売電を行っております。

「不動産コンサルティング事業」は、主に不動産の利用、取得、売却、投資等に対するコンサルティングを行っております。

「ショッピングセンター事業」は、主にテナントの誘致、入替、設備のメンテナンス等、ショッピングセンター運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告される事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	自然エネルギー事業	不動産コンサルティング事業	ショッピングセンター事業	
売上高				
外部顧客への売上高	420,798	63,067	390,892	874,758
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	420,798	63,067	390,892	874,758
セグメント利益	121,456	27,985	36,096	185,537
セグメント資産	1,068,874	51,247	332,944	1,453,066
その他の項目				
減価償却費	43,993	—	9,904	53,897
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	103,889	28,355	45,649	177,895

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	185,537
全社費用（注）	△128,478
連結財務諸表の営業利益	57,059

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	金額
報告セグメント計	1,453,066
全社資産（注）	98,014
連結財務諸表の資産合計	1,551,080

（注） 全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額（注）	連結財務諸表計上額
減価償却費	53,897	6,148	60,046
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	177,895	15,171	193,066

（注） 1. 減価償却費の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物の減価償却費であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社建物の設備投資であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
広成建設株式会社	260,000	自然エネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

(単位：千円)

	自然エネルギー事業	不動産コンサルティング事業	ショッピングセンター事業	全社・消去	合計
当期償却額	609	—	—	—	609
当期末残高	—	—	—	—	—

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

自然エネルギー事業において平成27年10月20日を効力発生日として合同会社グリーンパワーを吸収合併いたしました。これに伴い当連結会計年度において、4,329千円の負ののれん発生益を計上しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
主要株主 (個人) 及びその近親者が議決権の過半数を有している会社（当該会社の子会社を含む）	株式会社ジャパン・インベストメント・マネジメント	大阪府大阪市西区	3,000	商業施設のコンサルティング業務	—	当社の主要株主が議決権の過半数を有している会社	資金の借入の返済	50,000	—	—	
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	合同会社FDマネジメント	東京都港区	500	不動産業 発電事業	—	当社の役員及び主要株主が議決権の過半数を有している会社	資金の回収	75,000	—	—	
							土地の取得	85,000	—	—	
役員	小川 潤之	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 67.9	資金援助、 債務被保証	資金の貸付	70,000	—	—	
							資金の回収	107,135	—	—	
							当社銀行借入に対する債務被保証	31,745	—	—	
	河本 幸士郎	—	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 16.6	資金援助、 債務被保証	資金の貸付	34,150	—	—
								資金の回収	94,660	—	—
								株式転換権付き貸付債権の譲受け	30,000	—	—
								当社銀行借入に対する債務被保証	447,910	—	—

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付について、利率は市場金利等を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。
- (2) 資金の借入について、利率は市場金利等を勘案して決定しており、担保は提供しておりません。
- (3) 当社の銀行借入に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。また、取引金額には、期末残高を記載しております。
- (4) 土地の取得に関する取引条件の妥当性については、不動産鑑定評価額を参考に取締役会規程に基づき、取締役会での手続き、決議を経て決定しております。
- (5) 株式転換権付き貸付債権の取引条件の妥当性については、転換権の対象たる当該株式の株価算定材料をもとに、貸付債権の価格の妥当性を検証し、総株主の同意のもと決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成27年9月1日至平成28年8月31日)

	当連結会計年度 (自平成27年9月1日 至平成28年8月31日)
1株当たり純資産額	169.80円
1株当たり当期純利益金額	50.17円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自平成27年9月1日 至平成28年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	56,522
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	56,522
普通株式の期中平均株式数(株)	1,126,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数5,100個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (平成28年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	191,294
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	191,294
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,126,600

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成27年9月1日至平成28年8月31日)

1. 新株予約権の発行

(1) 第3回新株予約権の発行

平成29年11月28日開催の定時株主総会において、当社の従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び発行要項を決議しております。詳細は以下のとおりであります。

なお、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、本注記では当該株式分割による影響を反映しておりません。

a. 付与対象者の区分及び人数

当社従業員 10名

- b. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,450株
新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。
- c. 新株予約権の行使時の払込金額
1株当たり43,000円
- d. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 43,000円
資本組入額 21,500円
- e. 新株予約権の割当日
平成29年11月29日
- f. 新株予約権の行使期間
自 平成31年11月29日 至 平成39年11月28日

(2) 第4回新株予約権の発行

平成30年5月31日開催の取締役会において、ストック・オプションとしての新株予約権の発行について平成30年6月8日開催の臨時株主総会の発行決議の可決を条件として、対象者に一括で割当てる総数引受契約で行う旨を決議するとともに、平成30年6月8日開催の臨時株主総会において、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議しております。発行要項の詳細は以下のとおりであります。

なお、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、本注記では当該株式分割による影響を反映しておりません。

- a. 付与対象者の区分及び人数
当社取締役 1名
当社従業員 7名
- b. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,480株
新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。
- c. 新株予約権の行使時の払込金額
1株当たり50,000円
- d. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
- e. 新株予約権の割当日
平成30年6月8日
- f. 新株予約権の行使期間
自 平成32年6月9日 至 平成40年6月8日

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成30年6月8日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と、投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単価）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

a. 分割の方法

平成30年6月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき20株の割合をもって分割しております。

b. 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	60,530株
②今回の分割により増加する株式数	1,150,070株
③株式分割後の発行済株式総数	1,210,600株
④株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年6月9日

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、平成30年6月9日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成29年11月28日 取締役会決議に基づく新株予約権	43,000円	2,150円
第4回新株予約権	平成30年6月8日 臨時株主総会決議に基づく新株予約権	50,000円	2,500円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(6) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はございません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 166,959	※2 374,724
売掛金	※1, ※2 125,894	※2 14,743
営業投資有価証券	207,935	—
開発事業等支出金	114,454	129,684
前払金	159,701	353,200
前払費用	8,460	15,450
繰延税金資産	6,558	8,482
その他	20,023	2,514
流動資産合計	809,988	898,800
固定資産		
有形固定資産		
建物	174,783	214,852
減価償却累計額	△29,680	△39,682
建物（純額）	※2 145,102	※2 175,169
構築物	1,792	1,792
減価償却累計額	△848	△1,012
構築物（純額）	943	779
機械及び装置	439,705	687,946
減価償却累計額	△108,805	△162,562
機械及び装置（純額）	※2 330,900	※2 525,384
車両運搬具	7,095	300
減価償却累計額	△2,617	△200
車両運搬具（純額）	4,478	100
工具、器具及び備品	12,436	17,676
減価償却累計額	△4,093	△6,693
工具、器具及び備品（純額）	8,342	10,982
土地	※2 157,627	※2 169,527
有形固定資産合計	647,395	881,943
無形固定資産		
借地権	※2 51,308	※2 51,308
無形固定資産合計	51,308	51,308
投資その他の資産		
投資有価証券	15,550	400
長期前払費用	15,166	17,217
敷金	11,195	38,009
その他	158	142
投資その他の資産合計	42,070	55,769
固定資産合計	740,775	989,021
資産合計	1,550,764	1,887,822

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	385,000	315,000
1年内返済予定の長期借入金	※2,※3 138,487	※2,※3 102,016
未払金	100,230	78,195
未払費用	1,814	763
未払法人税等	90	87,064
前受金	17,579	17,964
預り金	2,685	2,590
賞与引当金	—	4,265
ポイント引当金	13,745	8,357
資産除去債務	—	2,809
その他	51,823	35,821
流動負債合計	711,455	654,848
固定負債		
長期借入金	※2,※3 431,168	※2,※3 631,357
繰延税金負債	84,553	39,389
資産除去債務	18,385	23,876
長期預り敷金	109,277	122,072
固定負債合計	643,384	816,695
負債合計	1,354,839	1,471,543
純資産の部		
株主資本		
資本金	95,000	170,000
資本剰余金		
資本準備金	—	74,998
資本剰余金合計	—	74,998
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	112,937	93,553
繰越利益剰余金	△12,013	77,726
利益剰余金合計	100,924	171,280
株主資本合計	195,924	416,278
純資産合計	195,924	416,278
負債純資産合計	1,550,764	1,887,822

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間 (平成30年5月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	865,499
売掛金	15,801
開発事業等支出金	210,680
販売用不動産	502,515
繰延税金資産	12,159
その他	120,332
流動資産合計	1,726,989
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	295,113
機械及び装置(純額)	478,849
車両運搬具(純額)	6,737
工具、器具及び備品(純額)	13,462
土地	269,527
建設仮勘定	73,353
有形固定資産合計	1,137,043
無形固定資産	51,308
投資その他の資産	67,480
固定資産合計	1,255,833
資産合計	2,982,822
負債の部	
流動負債	
短期借入金	531,300
1年内返済予定の長期借入金	154,540
未払金	79,080
未払法人税等	74,816
賞与引当金	13,518
ポイント引当金	7,531
その他	208,588
流動負債合計	1,069,375
固定負債	
長期借入金	1,132,324
繰延税金負債	32,552
資産除去債務	24,026
長期預り敷金	142,314
固定負債合計	1,331,218
負債合計	2,400,593
純資産の部	
株主資本	
資本金	170,000
資本剰余金	74,998
利益剰余金	337,230
株主資本合計	582,229
純資産合計	582,229
負債純資産合計	2,982,822

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
売上高	973,769	1,266,389
売上原価	513,081	706,731
売上総利益	460,687	559,657
販売費及び一般管理費	※1 398,998	※1 442,734
営業利益	61,688	116,923
営業外収益		
受取利息	2,260	3,422
ポイント引当金戻入益	—	5,387
雑収入	6,803	5,243
営業外収益合計	9,064	14,053
営業外費用		
支払利息	9,025	10,918
アレンジメント手数料	583	1,387
営業外費用合計	9,608	12,306
経常利益	61,144	118,670
特別利益		
固定資産売却益	※2 21,515	※2 1,432
負ののれん発生益	4,329	—
保険金収入	1,201	548
特別利益合計	27,045	1,981
特別損失		
固定資産除却損	※3 486	※3 437
投資有価証券評価損	—	15,149
特別損失合計	486	15,587
税引前当期純利益	87,703	105,064
法人税、住民税及び事業税	188	81,796
法人税等調整額	26,363	△47,088
法人税等合計	26,551	34,708
当期純利益	61,152	70,355

【売上原価明細書】

(1) 自然エネルギー事業売上原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月 31日)		当事業年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月 31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
開発原価	271,066	84.8	450,956	88.5
売電原価	48,504	15.2	58,721	11.5
合計	319,571	100.0	509,678	100.0

(2) ショッピングセンター事業売上原価明細書

区分	前事業年度 (自 平成27年 9月 1日 至 平成28年 8月 31日)		当事業年度 (自 平成28年 9月 1日 至 平成29年 8月 31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
賃貸原価	193,510	100.0	197,053	100.0
合計	193,510	100.0	197,053	100.0

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)
売上高	2,765,300
売上原価	1,977,327
売上総利益	787,973
販売費及び一般管理費	484,454
営業利益	303,518
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	7
ポイント引当金戻入益	825
補助金収入	17,000
開発事業等付随収入	12,457
雑収入	889
営業外収益合計	31,182
営業外費用	
支払利息	28,527
アレンジメント手数料	24,858
営業外費用合計	53,385
経常利益	281,315
特別損失	
固定資産除却損	10,083
特別損失合計	10,083
税引前四半期純利益	271,232
法人税、住民税及び事業税	115,795
法人税等調整額	△10,513
法人税等合計	105,281
四半期純利益	165,950

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	95,000	131,760	△91,988	39,771	134,771	134,771
当期変動額						
当期純利益			61,152	61,152	61,152	61,152
特別償却準備金の取崩		△18,822	18,822	—	—	—
当期変動額合計	—	△18,822	79,975	61,152	61,152	61,152
当期末残高	95,000	112,937	△12,013	100,924	195,924	195,924

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	95,000	—	112,937	△12,013	100,924	195,924	195,924
当期変動額							
新株の発行	75,000	74,998				149,998	149,998
当期純利益				70,355	70,355	70,355	70,355
特別償却準備金の取崩			△19,383	19,383	—	—	—
当期変動額合計	75,000	74,998	△19,383	89,739	70,355	220,354	220,354
当期末残高	170,000	74,998	93,553	77,726	171,280	416,278	416,278

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	105,064
減価償却費	68,000
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△5,387
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,265
受取利息	△3,422
支払利息	10,918
アレンジメント手数料	1,387
投資有価証券評価損益 (△は益)	15,149
固定資産売却損益 (△は益)	△1,432
保険金収入	△548
固定資産除却損	437
売上債権の増減額 (△は増加)	111,151
たな卸資産の増減額 (△は増加)	262,407
前払金の増減額 (△は増加)	△263,200
未収入金の増減額 (△は増加)	△2,061
その他の資産の増減額 (△は増加)	2,349
前受金の増減額 (△は減少)	385
預り金の増減額 (△は減少)	△94
長期預り敷金の増減額 (△は減少)	3,100
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,406
未払金の増減額 (△は減少)	△21,727
その他の負債の増減額 (△は減少)	5,566
その他	△2,071
小計	288,830
利息の受取額	3,422
利息の支払額	△12,465
法人税等の還付額	9,328
保険金の受取額	548
営業活動によるキャッシュ・フロー	289,663
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△298,313
有形固定資産の売却による収入	5,306
短期貸付けによる支出	△40,000
短期貸付金の回収による収入	40,000
長期貸付けによる支出	△50,000
長期貸付金の回収による収入	50,000
敷金の差入による支出	△27,209
敷金の回収による収入	612
投資活動によるキャッシュ・フロー	△319,604
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△70,000
長期借入れによる収入	325,000
長期借入金の返済による支出	△161,281
株式の発行による収入	149,998
アレンジメント手数料の支払額	△6,012
財務活動によるキャッシュ・フロー	237,705
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	207,765
現金及び現金同等物の期首残高	166,959
現金及び現金同等物の期末残高	※1 374,724

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

匿名組合出資金の会計処理

匿名組合に対する出資金については、営業目的の出資金を流動資産の「営業投資有価証券」に計上しております。営業目的で出資している匿名組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、「売上高」又は「売上原価」に計上しており、これに対応し、「営業投資有価証券」を加減する処理としています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

開発事業等支出金

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～47年
構築物	5年～12年
機械及び装置	4年～17年

4. 引当金の計上基準

ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与したポイントの将来の使用に伴う費用発生に備えるため、使用実績に基づいて見積もった額をポイント引当金として計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 支払利息の取得原価への算入

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、長期かつ大規模で一定の条件に該当する自然エネルギー事業における太陽光発電施設開発に係る開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。

なお、当事業年度において取得原価に算入した支払利息は24,965千円であります。

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

開発事業等支出金

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～47年
構築物	5年～12年
機械及び装置	4年～17年

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与したポイントの将来の使用に伴う費用発生に備えるため、使用実績に基づいて見積もった額をポイント引当金として計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 支払利息の取得原価への算入

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、長期かつ大規模で一定の条件に該当する自然エネルギー事業における太陽光発電施設開発に係る開発期間中の支払利息は取得原価に算入しております。

なお、当事業年度において取得原価に算入した支払利息は6,961千円であります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
売掛金	108,071千円	—

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
現金及び預金	20,436千円	30,650千円
売掛金	5,490	7,144
建物	102,973	109,258
機械及び装置	287,558	487,220
土地	156,521	168,421
借地権	51,308	51,308
計	624,289	854,003

担保付債務

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	38,880千円	54,384千円
長期借入金	390,515	484,671
計	429,395	539,055

※3 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年8月31日)	当事業年度 (平成29年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	24,876千円	24,876千円
長期借入金	335,686	310,810
計	360,562	335,686

- ① 貸借対照表の純資産合計金額を平成27年8月期末日における同表の純資産合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 損益計算書の経常損益を2期連続(初回を平成27年8月期及び平成28年8月期の2期とする。)で損失としないこと。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
給料及び手当	19,749千円	45,253千円
役員報酬	51,200	64,320
賞与引当金繰入額	—	4,265
ポイント引当金繰入額	13,745	—
減価償却費	5,328	2,265
業務委託費	48,408	44,051
おおよその割合		
販売費	56.4%	38.2%
一般管理費	43.6	61.8

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
建物	18,386千円	—
機械及び装置	—	1,432千円
土地	3,128	—
計	21,515	1,432

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
機械及び装置	486千円	—
工具、器具及び備品	—	437千円
計	486	437

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	56,330	—	—	56,330
A種優先株式(株)	—	4,200	—	4,200
合計	56,330	4,200	—	60,530

(変動事由の概要)

A種優先株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

第三者割当による増加 4,200株

- 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
- 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
現金及び預金	374,724千円
現金及び現金同等物	374,724

- 重要な非資金取引の内容
重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
重要な資産除去債務の計上額	8,086千円

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に自然エネルギー事業及びショッピングセンター事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、リスクヘッジを目的に行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に、純投資を目的とした非上場株式及び非上場株式を原資産にした新株予約権であります。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また主な目的は、設備投資に必要な資金の調達であり、返済日は決算日後、最長で14年後であります。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	374,724	374,724	—
(2) 売掛金	14,743	14,743	—
(3) 未収入金	2,418	2,418	—
資産計	391,886	391,886	—
(1) 短期借入金	315,000	315,000	—
(2) 未払金	78,195	78,195	—
(3) 未払法人税等	87,064	87,064	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	733,374	733,888	514
負債計	1,213,633	1,214,147	514

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年8月31日)
新株予約権	400

新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

当事業年度において、非上場株式について15,149千円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	374,724	—	—	—
売掛金	14,743	—	—	—
未収入金	2,418	—	—	—
合計	391,886	—	—	—

(注4) 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	315,000	—	—	—	—	—
長期借入金	102,016	102,047	93,287	82,455	60,068	293,498
合計	417,016	102,047	93,287	82,455	60,068	293,498

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年8月31日）

営業投資有価証券は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年8月31日)
営業投資有価証券	207,935

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について15,149千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日	平成29年8月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 102,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成28年7月1日	平成29年8月23日
権利確定条件	権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。)	権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。)
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年7月1日～平成38年6月30日	平成31年8月23日～平成39年8月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日	平成29年8月22日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	102,000	—
付与	—	20,000
失効	2,000	—
権利確定	—	—
未確定残	100,000	20,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日	平成29年8月22日
権利行使価格 (円)	1,250	1,786
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値より算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、時価純資産法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年8月31日)
繰延税金資産	
ポイント引当金	4,645千円
繰越欠損金	1,912
抱合株式消滅差損	30,493
資産除去債務	6,175
その他	8,788
繰延税金資産小計	52,015
評価性引当額	△30,493
繰延税金資産合計	21,522
繰延税金負債	
吸収合併に伴う時価評価差額	△5,151
匿名組合損益取込調整額	△31,244
資産除去債務に対応する除去費用	△4,823
特別償却準備金	△58,298
繰延税金負債合計	△99,517
繰延税金資産（△負債）純額	△77,995

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年8月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
住民税均等割等	0.2
税率差異	△5.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年9月1日に開始する事業年度及び平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、従前の35.4%から33.8%に、平成30年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については33.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年8月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年8月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,587千円
賞与引当金	1,316
ポイント引当金	2,578
抱合株式消滅差損	27,797
投資有価証券評価損	4,761
資産除去債務	8,179
その他	7,289
繰延税金資産小計	56,509
評価性引当額	△32,558
繰延税金資産合計	23,950
繰延税金負債	
吸収合併に伴う時価評価差額	△4,140
資産除去債務に対応する除去費用	△6,307
特別償却準備金	△44,409
繰延税金負債合計	△54,857
繰延税金資産（△負債）純額	△30,906

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年8月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
法人税額の特別控除	△13.8
評価性引当金増減額	4.4
留保金課税	11.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7
税率変更	△2.9
住民税均等割等	0.3
その他	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、当事業年度の新株発行等により資本金が1億円超となり、外形標準課税の適用対象会社になりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、従前の33.8%から30.9%に、平成30年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、従前の33.6%から30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が2,996千円減少しており、法人税等調整額が同額減少しております。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項 (企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社が保有する太陽光発電施設の撤去費用及び本社事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法賃貸等不動産関係

使用見込期間を取得から10～17年と見積り、割引率は0.1%～1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (平成29年8月31日)
期首残高	18,385千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,086
時の経過による調整額	213
期末残高	26,686

(賃貸等不動産関係)

当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

当社では、宮城県柴田郡大河原町において、賃貸用の商業施設、駐車場等を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は155,087千円 (賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上) であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は下記のとおりであります。

(単位：千円)

		当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	301,798
	期中増減額	10,630
	期末残高	312,428
期末時価		1,709,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、製品・サービス別の事業部門を置き、各事業部門は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部門を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「自然エネルギー事業」、「不動産コンサルティング事業」及び「ショッピングセンター事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「自然エネルギー事業」は、主に太陽光発電施設・風力発電施設の開発及び販売、電気事業者への売電を行っております。

「不動産コンサルティング事業」は、主に不動産の利用、取得、売却、投資等に対するコンサルティングを行っております。

「ショッピングセンター事業」は、主にテナントの誘致、入替、設備のメンテナンス等、ショッピングセンター運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	自然エネルギー事業	不動産コンサルティング事業	ショッピングセンター事業	
売上高				
外部顧客への売上高	719,135	168,733	378,520	1,266,389
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—
計	719,135	168,733	378,520	1,266,389
セグメント利益	143,826	117,149	33,054	294,030
セグメント資産	1,234,048	179,312	364,995	1,778,357
その他の項目				
減価償却費	54,070	—	11,604	65,674
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	260,140	—	22,078	282,218

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	294,030
全社費用（注）	△177,106
財務諸表の営業利益	116,923

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	金額
報告セグメント計	1,778,357
全社資産（注）	109,465
財務諸表の資産合計	1,887,822

（注） 全社資産は主に報告セグメントに帰属しない本社建物であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	調整額（注）	財務諸表計上額
減価償却費	65,674	2,325	68,000
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	282,218	24,554	306,773

- （注） 1. 減価償却費の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物の減価償却費であります。
2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社建物の設備投資であります。

【関連情報】

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
合同会社R J エナジー	438,128	自然エネルギー事業
合同会社山元第一	210,914	自然エネルギー事業
合同会社八重山土地開発	150,000	不動産コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	合同会社 山元第一	東京都 港区	50	クリーンエ ネルギーに よる発電を 含む発電事 業	—	—	太陽光設備 の権利売却	207,800	—	—

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	小川 潤之	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 60.5	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証	23,285	—	—
	河本 幸士郎	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 16.6	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証	1,025,089	—	—

(注) 1. 上記(ア)、(イ)の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で合意した契約書の条項に沿って決定しております。

3. 当社が保有する合同会社山元第一の全出資持分を平成28年10月25日付で譲渡したため、同社は関連当事者ではなくなっております。このため、種類、議決権等の所有(被所有)割合及び関連当事者との関係は関連当事者であった期間のものを記載しております。

4. 当社の銀行借入に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。また、取引金額には、期末残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当事業年度（自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日）

	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
1株当たり純資産額	236.36円
1株当たり当期純利益金額	62.41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 当社の発行しているA種優先株式が、転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。

4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)
当期純利益 (千円)	70,355
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	70,355
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,127,290
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数6,000個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (平成29年8月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	416,278
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	149,998
(うちA種優先株式払込金額 (千円))	(149,998)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	266,280
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	1,126,600

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)

1. 新株予約権の発行

(1) 第3回新株予約権の発行

平成29年11月28日開催の定時株主総会において、当社の従業員に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び発行要項を決議しております。詳細は以下のとおりであります。

なお、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、本注記では当該株式分割による影響を反映しておりません。

a. 付与対象者の区分及び人数

当社従業員 10名

b. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,450株

新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。

c. 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり43,000円

- d. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 43,000円
資本組入額 21,500円
- e. 新株予約権の割当日
平成29年11月29日
- f. 新株予約権の行使期間
自 平成31年11月29日 至 平成39年11月28日

(2) 第4回新株予約権の発行

平成30年5月31日開催の取締役会において、ストック・オプションとしての新株予約権の発行について平成30年6月8日開催の臨時株主総会の発行決議の可決を条件として、対象者に一括で割当てる総数引受契約で行う旨を決議するとともに、平成30年6月8日開催の臨時株主総会において、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議しております。発行要項の詳細は以下のとおりであります。

なお、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、本注記では当該株式分割による影響を反映しておりません。

- a. 付与対象者の区分及び人数
当社取締役 1名
当社従業員 7名
- b. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,480株
新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。
- c. 新株予約権の行使時の払込金額
1株当たり50,000円
- d. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
- e. 新株予約権の割当日
平成30年6月8日
- f. 新株予約権の行使期間
自 平成32年6月9日 至 平成40年6月8日

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成30年6月8日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と、投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単価）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

a. 分割の方法

平成30年6月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき20株の割合をもって分割しております。

b. 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	60,530株
②今回の分割により増加する株式数	1,150,070株
③株式分割後の発行済株式総数	1,210,600株
④株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年6月9日

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、平成30年6月9日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成29年11月28日 取締役会決議に基づく新株予約権	43,000円	2,150円
第4回新株予約権	平成30年6月8日 臨時株主総会決議に基づく新株予約権	50,000円	2,500円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(6) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はございません。

【注記事項】

(追加情報)

開発事業等支出金に計上していた発電所用開発用地について、開発から賃貸に保有目的を変更したことに伴い、開発事業等支出金100,000千円を土地に振替えております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)
減価償却費	64,212 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	自然エネルギー事業	不動産コンサルティング事業	ショッピングセンター事業	
売上高				
外部顧客への売上高	1,145,442	1,344,677	275,180	2,765,300
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	1,145,442	1,344,677	275,180	2,765,300
セグメント利益又は損失(△)	196,304	358,510	△3,228	551,586

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	551,586
全社費用(注)	△248,067
四半期損益計算書の営業利益	303,518

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年9月1日 至 平成30年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	137円08銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	165,950
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	165,950
普通株式の期中平均株式数(株)	1,210,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数1,450個)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算出してしております。

(重要な後発事象)

当第3四半期累計期間(自平成29年9月1日至平成30年5月31日)

1. 第4回新株予約権の発行

ストック・オプションとしての新株予約権の発行において平成30年6月8日開催の臨時株主総会の発行決議の可決を条件として、対象者に一括で割当てる総数引受契約で行う旨を平成30年5月31日開催の取締役会で決議したことについて、平成30年6月8日開催の臨時株主総会において、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議しております。発行要項の詳細は以下のとおりであります。

なお、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、本注記では当該株式分割による影響を反映しておりません。

a. 付与対象者の区分及び人数

当社取締役 1名

当社従業員 7名

b. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,480株

新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1株とする。

c. 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり50,000円

d. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

e. 新株予約権の割当日

平成30年6月8日

f. 新株予約権の行使期間

自平成32年6月9日 至平成40年6月8日

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成30年6月8日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と、投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単価)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

a. 分割の方法

平成30年6月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき20株の割合をもって分割しております。

b. 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数 60,530株

②今回の分割により増加する株式数 1,150,070株

- ③株式分割後の発行済株式総数 1,210,600株
- ④株式分割後の発行可能株式総数 4,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日
平成30年6月9日

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、平成30年6月9日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	平成30年6月8日 臨時株主総会決議に基づく新株予約権	50,000円	2,500円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(6) その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千 円)
有形固定資産							
建物	174,783	40,068	—	214,852	39,682	10,001	175,169
構築物	1,792	—	—	1,792	1,012	164	779
機械及び装置	439,705	248,240	—	687,946	162,562	53,757	525,384
車両運搬具	7,095	—	6,795	300	200	504	100
工具、器具及び備品	12,436	6,563	1,324	17,676	6,693	3,486	10,982
土地	157,627	11,900	—	169,527	—	—	169,527
有形固定資産計	793,441	306,773	8,119	1,092,094	210,151	67,914	881,943
無形固定資産							
借地権	51,308	—	—	51,308	—	—	51,308
無形固定資産計	51,308	—	—	51,308	—	—	51,308
長期前払費用	15,166	6,012	3,960	17,217	—	—	17,217

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	自然エネルギー事業太陽光発電設備	248,240千円
建物	ショッピングセンター事業設備	13,485千円
	本社移転に伴う設備等	18,326千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	385,000	315,000	1.98	—
1年内返済予定の長期借入金	138,487	102,016	1.29	—
1年内返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	431,168	631,357	1.12	平成30年9月27日～ 平成43年2月28日
リース債務(1年内返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	954,655	1,048,374	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	102,047	93,287	82,455	60,068

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	—	4,265	—	—	4,265
ポイント引当金	13,745	—	—	5,387	8,357

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、ポイント失効によるものであります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
太陽光発電施設の撤去費用	15,597	191	—	15,788
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	2,788	8,108	—	10,897

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,380
預金	
普通預金	372,343
計	372,343
合計	374,724

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ヨークベニマル	3,734
九州電力(株)	3,249
東北電力(株)	1,879
中部電力(株)	1,440
(株)ここみケア	785
その他	3,655
合計	14,743

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{(B)}$
125,894	315,037	426,188	14,743	96.7	81

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 開発事業等支出金

品目別内訳

品目	金額 (千円)
太陽光発電設備	110,000
小型風力発電設備	19,684
合計	129,684

(注) 太陽光発電設備に係る販売用不動産の所在地内訳は、次のとおりであります。

地域別内訳

品目	件数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)
鹿児島県	3	60,028	100,000

④ 前払金

区分	金額 (千円)
(株)アートホーム	245,227
南日本ハウス(株)	107,973
合計	353,200

⑤ 長期預り敷金

区分	金額 (千円)
(株)ヨークベニマル	31,903
ユーズ(株)	15,000
(株)鈴丹	13,000
(株)サンドラッグ	11,526
(株)カルタ	5,161
その他	45,482
合計	122,072

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年10月15日開催の取締役会において承認された第7期事業年度（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

① 財務諸表

イ 貸借対照表

(単位：千円)

	当事業年度 (平成30年8月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	※1 606,831
売掛金	※1 26,284
開発事業等支出金	9,733
販売用不動産	※1 687,586
前払金	162,611
前払費用	17,123
繰延税金資産	13,811
その他	41,768
流動資産合計	1,565,752
固定資産	
有形固定資産	
建物	741,209
減価償却累計額	△58,068
建物（純額）	※1 683,141
構築物	6,397
減価償却累計額	△1,323
構築物（純額）	5,074
機械及び装置	687,946
減価償却累計額	△224,608
機械及び装置（純額）	※1 463,338
車両運搬具	7,971
減価償却累計額	△1,942
車両運搬具（純額）	6,029
工具、器具及び備品	22,938
減価償却累計額	△11,039
工具、器具及び備品（純額）	11,899
リース資産	174,543
減価償却累計額	△2,909
リース資産（純額）	171,634
土地	※1 269,527
有形固定資産合計	1,610,645
無形固定資産	
借地権	※1 51,308
ソフトウェア仮勘定	5,400
無形固定資産合計	56,708
投資その他の資産	
投資有価証券	400
長期前払費用	47,301
敷金	29,257
その他	16,307
投資その他の資産合計	93,266
固定資産合計	1,760,620
資産合計	3,326,372

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年8月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	※1 350,200
1年内返済予定の長期借入金	※1,※2 184,877
未払金	154,179
未払費用	20,887
未払法人税等	94,665
賞与引当金	24,012
ポイント引当金	7,342
その他	219,968
流動負債合計	1,056,133
固定負債	
長期借入金	※1,※2 1,455,368
繰延税金負債	28,603
資産除去債務	24,076
長期預り敷金	117,951
固定負債合計	1,626,000
負債合計	2,682,133
純資産の部	
株主資本	
資本金	170,000
資本剰余金	
資本準備金	74,998
資本剰余金合計	74,998
利益剰余金	
その他利益剰余金	
特別償却準備金	80,359
繰越利益剰余金	318,880
利益剰余金合計	399,240
株主資本合計	644,238
純資産合計	644,238
負債純資産合計	3,326,372

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年 9月 1日 至 平成30年 8月31日)
売上高	4,041,067
売上原価	2,978,415
売上総利益	1,062,652
販売費及び一般管理費	※1 692,526
営業利益	370,125
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	12
ポイント引当金戻入益	1,015
補助金収入	17,000
雑収入	899
開発事業等付随収入	14,618
営業外収益合計	33,545
営業外費用	
支払利息	34,670
アレンジメント手数料	26,663
営業外費用合計	61,334
経常利益	342,335
特別利益	
投資有価証券売却益	14,999
特別利益合計	14,999
特別損失	
固定資産除却損	※2 10,083
特別損失合計	10,083
税引前当期純利益	347,252
法人税、住民税及び事業税	135,407
法人税等調整額	△16,114
法人税等合計	119,292
当期純利益	227,960

売上原価明細書

(1) 自然エネルギー事業売上原価明細書

	当事業年度 (自 平成29年 9月 1日 至 平成30年 8月 31日)	
区分	金額 (千円)	構成比 (%)
開発原価	1,504,016	95.5
売電原価	70,254	4.5
合計	1,574,270	100.0

(2) 不動産コンサルティング事業売上原価明細書

	当事業年度 (自 平成29年 9月 1日 至 平成30年 8月 31日)	
区分	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産原価	1,131,491	100.0
合計	1,131,491	100.0

(3) ショッピングセンター事業売上原価明細書

	当事業年度 (自 平成29年 9月 1日 至 平成30年 8月 31日)	
区分	金額 (千円)	構成比 (%)
賃貸原価	272,652	100.0
合計	272,652	100.0

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金				
			特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	170,000	74,998	93,553	77,726	171,280	416,278	416,278
当期変動額							
当期純利益				227,960	227,960	227,960	227,960
特別償却準備金の 取崩			△13,193	13,193	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△13,193	241,153	227,960	227,960	227,960
当期末残高	170,000	74,998	80,359	318,880	399,240	644,238	644,238

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年 9月 1日 至 平成30年 8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	347,252
減価償却費	93,121
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△1,015
賞与引当金の増減額 (△は減少)	19,747
受取利息及び受取配当金	△12
補助金収入	△17,000
開発事業等付随収入	△14,618
支払利息	34,670
アレンジメント手数料	26,663
投資有価証券売却益	△14,999
固定資産除却損	10,083
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,541
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△537,515
前払金の増減額 (△は増加)	190,588
未収入金の増減額 (△は増加)	1,744
その他の資産の増減額 (△は増加)	△42,247
前受金の増減額 (△は減少)	2,702
預り金の増減額 (△は減少)	4,138
長期預り敷金の増減額 (△は減少)	24,230
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△4,743
未払金の増減額 (△は減少)	7,772
その他の負債の増減額 (△は減少)	21,691
小計	140,714
利息及び配当金の受取額	12
補助金収入の受取	17,000
開発事業等付随収入の受取	14,618
利息の支払額	△34,325
法人税等の支払額	△135,172
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,846
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△663,923
無形固定資産の取得による支出	△5,400
投資有価証券の売却による収入	15,000
敷金の差入による支出	△2,686
敷金の回収による収入	7,706
その他	142
投資活動によるキャッシュ・フロー	△649,161
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	35,200
長期借入れによる収入	1,463,400
長期借入金の返済による支出	△556,528
アレンジメント手数料の支払額	△63,651
財務活動によるキャッシュ・フロー	878,420
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	232,106
現金及び現金同等物の期首残高	374,724
現金及び現金同等物の期末残高	※1 606,831

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

開発事業等支出金、販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～47年

構築物 5年～12年

機械及び装置 11年～17年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与したポイントの将来の使用に伴う費用発生に備えるため、使用実績に基づいて見積もった額をポイント引当金として計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「前受金」及び「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

開発事業等支出金に計上していた発電所用開発用地について、開発から賃貸に保有目的を変更したことに伴い、開発事業等支出金100,000千円を土地に振替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	当事業年度 (平成30年8月31日)
現金及び預金	65,422千円
売掛金	8,819
販売用不動産	512,932
建物	164,084
機械及び装置	429,728
土地	168,421
借地権	51,308
計	1,400,716

担保付債務

	当事業年度 (平成30年8月31日)
短期借入金	335,000千円
1年内返済予定の長期借入金	54,384
長期借入金	430,287
計	819,671

※2 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。当該条項に抵触することとなった場合には、当該借入金について期限の利益を喪失するおそれがあります。

	当事業年度 (平成30年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	118,921千円
長期借入金	1,230,288
計	1,349,210

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
給料及び手当	150,273千円
役員報酬	78,140
賞与引当金繰入額	19,747
減価償却費	4,267
おおよその割合	
販売費	45.4%
一般管理費	54.6

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
建物	9,036千円
工具、器具及び備品	1,046
計	10,083

(株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	56,330	1,154,270	—	1,210,600
A種優先株式(株)	4,200	—	4,200	—
合計	60,530	1,154,270	4,200	1,210,600

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

普通株式転換による増加 4,200株

株式分割による増加 1,150,070株

A種優先株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

消却による減少 4,200株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
現金及び預金	606,831千円
現金及び現金同等物	606,831

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、デジタル映写設備等であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に自然エネルギー事業及びショッピングセンター事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、リスクヘッジを目的に行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に、純投資を目的とした非上場株式を原資産にした新株予約権であります。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また主な目的は、設備投資に必要な資金の調達であり、返済日は決算日後、最長で13年後であります。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	606,831	606,831	—
(2) 売掛金	26,284	26,284	—
(3) 未収入金	10,673	10,673	—
資産計	643,789	643,789	—
(1) 短期借入金	350,200	350,200	—
(2) 未払金	154,179	154,179	—
(3) 未払法人税等	94,665	94,665	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,640,246	1,640,252	6
負債計	2,239,291	2,239,297	6

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成30年8月31日)
新株予約権	400

新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	606,831	—	—	—
売掛金	26,284	—	—	—
未収入金	10,673	—	—	—
合計	643,789	—	—	—

(注4) 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	350,200	—	—	—	—	—
長期借入金	184,877	190,462	182,910	160,491	142,105	779,398
合計	535,077	190,462	182,910	160,491	142,105	779,398

(有価証券関係)

売却したその他有価証券

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	15,000	14,999	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度220千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日	平成29年8月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 102,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成28年7月1日	平成29年8月23日
権利確定条件	権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。)	権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。)
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年7月1日～平成38年6月30日	平成31年8月23日～平成39年8月22日

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成29年11月28日	平成30年6月8日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名	当社取締役 1名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 29,000株	普通株式 29,600株
付与日	平成29年11月29日	平成30年6月9日
権利確定条件	権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。)	権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。)
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません。	勤務対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成31年11月29日～平成39年11月28日	平成32年6月9日～平成40年6月8日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日	平成29年8月22日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	100,000	20,000
付与	—	—
失効	—	8,000
権利確定	100,000	—
未確定残	—	12,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	100,000	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	100,000	—

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成29年11月28日	平成30年6月8日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	29,000	29,600
失効	2,400	—
権利確定	—	—
未確定残	26,600	29,600
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年6月30日	平成29年8月22日
権利行使価格 (円)	1,250	1,786
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	平成29年11月28日	平成30年6月8日
権利行使価格 (円)	2,150	2,500
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値より算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、時価純資産法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

—千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年8月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	4,218千円
賞与引当金	7,353
ポイント引当金	2,248
抱合株式消滅差損	27,797
資産除去債務	7,373
その他	8,168
繰延税金資産小計	57,159
評価性引当額	△27,797
繰延税金資産合計	29,362
繰延税金負債	
吸収合併に伴う時価評価差額	△3,648
資産除去債務に対応する除去費用	△5,032
特別償却準備金	△35,473
繰延税金負債合計	△44,154
繰延税金資産(△負債)純額	△14,792

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年8月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
法人税額の特別控除	△2.7
評価性引当額	△1.3
留保金課税	5.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2
住民税均等割等	0.1
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.4

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社が保有する太陽光発電施設の撤去費用及び本社事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～17年と見積り、割引率は0.1%～1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
期首残高	26,686千円
時の経過による調整額	203
資産除去債務の履行による減少額	△2,813
期末残高	24,076

(賃貸等不動産関係)

当社では、宮城県柴田郡大河原町その他の地域において、賃貸用の商業施設、駐車場等を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は148,690千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は下記のとおりであります。

(単位：千円)

		当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	312,428
	期中増減額	795,066
	期末残高	1,107,495
期末時価		2,053,100

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、主な増加額はショッピングセンターフォルテのテナント工事251,700千円、チリングユニット129,000千円であります。

3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(セグメント情報等)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業部門を置き、各事業部門は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部門を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「自然エネルギー事業」、「不動産コンサルティング事業」及び「ショッピングセンター事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「自然エネルギー事業」は、主に太陽光発電施設・風力発電施設の開発及び販売、電気事業者への売電を行っております。

「不動産コンサルティング事業」は、主に不動産の利用、取得、売却、投資等に対するコンサルティングを行っております。

「ショッピングセンター事業」は、主にテナントの誘致、入替、設備のメンテナンス等、ショッピングセンター運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	自然エネルギー事業	不動産コンサルティング事業	ショッピングセンター事業	
売上高				
外部顧客への売上高	1,994,652	1,639,892	406,521	4,041,067
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	1,994,652	1,639,892	406,521	4,041,067
セグメント利益又は損失(△)	345,850	414,100	△26,333	733,617
セグメント資産	985,397	762,855	1,418,397	3,166,650
その他の項目				
減価償却費	62,208	—	26,646	88,854
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	36,289	13,050	542,752	592,092

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	733,617
全社費用(注)	△363,492
財務諸表の営業利益	370,125

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	金額
報告セグメント計	3,166,650
全社資産(注)	159,721
財務諸表の資産合計	3,326,372

(注) 全社資産は主に報告セグメントに帰属しない本社建物であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額(注)	財務諸表計上額
減価償却費	88,854	4,267	93,121
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	592,092	457	592,550

(注) 1. 減価償却費の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物の減価償却費であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社建物の設備投資であります。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
フュージョン資産マネジメント株式会社	1,094,000	不動産コンサルティング事業
玖珠ウインドファーム株式会社	1,072,289	自然エネルギー事業
リコーリース株式会社	617,544	自然エネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	河本 幸士郎	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 15.4	債務被保証	当社銀行借入 に対する債務 被保証	24,506	—	—

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で合意した契約書の条項に沿って決定しております。

3. 当社の銀行借入に対して、債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。また、取引金額には、期末残高を記載しております。本書提出日現在において、当該債務被保証は解消しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
1株当たり純資産額	532.17円
1株当たり当期純利益金額	188.30円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社の発行しているA種優先株式が、転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年9月1日 至 平成30年8月31日)
当期純利益(千円)	227,960
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	227,960
普通株式の期中平均株式数(株)	1,210,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数8,410個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (平成30年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	644,238
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	644,238
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,210,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://kasumigaseki.co.jp/
株主に対する特典	なし

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年7月21日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	加藤 裕司	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,400	49,999,600 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成28年8月29日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	加藤 裕司	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	350	12,499,900 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成28年8月31日	山下 幸三	大阪府高槻市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	河本 幸士郎	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	3,000	30,000,000 (10,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年8月31日	山下 幸三	大阪府高槻市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	川口 正人	東京都江戸川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	4,000	40,000,000 (10,000) (注) 5	所有者の事情による
平成28年9月2日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	南日本ハウス株式会社代表取締役社長 元山 豊二	鹿児島県鹿児島市上荒田町38番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	280	9,999,920 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成28年10月7日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	藤原 総一郎	東京都千代田区	社外協力者	100	3,571,400 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成28年10月11日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	西内 幸士	東京都港区	社外協力者	84	2,999,976 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成28年10月14日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	小林 祐治	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	280	9,999,920 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成28年10月18日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	櫻井 浩一	沖縄県石垣市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	280	9,999,920 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成28年11月2日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	加藤 裕司	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	910	32,499,740 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成29年8月3日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	石井 晃	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,680	59,999,520 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成29年8月24日	小川 潤之	東京都千代田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社トリプル・アイ代表取締役社長 武本 昭一	東京都港区虎ノ門一丁目16番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	560	19,999,840 (35,714) (注) 4	所有者の事情による
平成29年8月24日	山下 幸三	大阪府高槻市	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社トリプル・アイ代表取締役社長 武本 昭一	東京都港区虎ノ門一丁目16番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	840	29,999,760 (35,714) (注) 4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年 5月31日	—	—	—	E E I スマートエナジー投資事業有限責任組合 無限責任組合 員株式会社環境エネルギー投資 代表取締役 河村 修一郎	東京都品川区東五反田五丁目11番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 4,200 A種優先株式 △4,200	—	A種優先株式の普通株式への転換

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は、時価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格は、移動前所有者との間で平成27年8月及び平成28年8月に合意しており、合意時の純資産額を参考として決定した価格であります。
6. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成29年8月29日	平成28年7月1日	平成29年8月23日	平成29年11月29日	平成30年6月9日
種類	A種優先株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	4,200株	普通株式 5,100株	普通株式 1,000株	普通株式 1,450株	普通株式 1,480株
発行価格	35,714円 (注) 4	25,000円 (注) 4	35,714円 (注) 4	43,000円 (注) 5	50,000円 (注) 6
資本組入額	17,857円	12,500円	17,857円	21,500円	25,000円
発行価額の総額	149,998,800円	127,500,000円	35,714,000円	62,350,000円	74,000,000円
資本組入額の総額	75,000,000円	63,750,000円	17,857,000円	31,175,000円	37,000,000円
発行方法	有償第三者割当	平成28年6月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年8月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年11月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年6月8日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	—	(注) 3	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年8月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、時価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法と類似会社比較法の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 平成30年5月31日にA種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき25,000円	1株につき35,714円	1株につき43,000円	1株につき50,000円
行使期間	平成30年7月1日から平成38年6月30日まで	平成31年8月23日から平成39年8月22日まで	平成31年11月29日から平成39年11月28日まで	平成32年6月9日から平成40年6月8日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

9. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は、当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。
10. 第1回新株予約権については、退職により当社の従業員1名100株の権利が喪失しております。
11. 第2回新株予約権については、退職により当社の従業員1名400株の権利が喪失しております。
12. 第3回新株予約権については、退職により当社の従業員2名120株の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
E E I スマートエネルギー投資事業有限責任組合 代表取締役 河村 修一郎	東京都品川区東五反田五丁目11番1号	ベンチャー キャピタル	4,200	149,998,800 (35,714)	特別利害関係者等 (大株主上位10位)

(注) 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権①

平成28年6月30日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
河本 幸士郎	東京都千代田区	会社役員	2,000	50,000,000 (25,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、大株主上位10位)
廣瀬 一成	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	1,700	42,500,000 (25,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
柳沼 拓弥	東京都千代田区	会社員	500	12,500,000 (25,000)	当社の従業員
渡辺 まり子	栃木県宇都宮市	会社員	500	12,500,000 (25,000)	当社の従業員
矢竹 菜々	埼玉県所沢市	会社員	300	7,500,000 (25,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権②

平成29年8月22日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
吉岡 晋作	東京都荒川区	会社員	200	7,142,800 (35,714)	当社の従業員
佐々木 勇輔	東京都大田区	会社員	200	7,142,800 (35,714)	当社の従業員
千葉 茜	神奈川県横浜市港北区	会社員	150	5,357,100 (35,714)	当社の従業員
小野田 知里	東京都世田谷区	会社員	50	1,785,700 (35,714)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権③

平成29年11月28日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鈴木 健仁	東京都世田谷区	会社員	650	27,950,000 (43,000)	当社の従業員
緒方 秀和	東京都世田谷区	会社員	500	21,500,000 (43,000)	当社の従業員
孫 琦超	東京都北区	会社員	50	2,150,000 (43,000)	当社の従業員
成田 陽	東京都中野区	会社員	50	2,150,000 (43,000)	当社の従業員
野口 晃菜	東京都中野区	会社員	20	860,000 (43,000)	当社の従業員
加藤 優	千葉県印西市	会社員	20	860,000 (43,000)	当社の従業員
田中 和歌子	東京都江戸川区	会社員	20	860,000 (43,000)	当社の従業員
藤原 美和子	東京都北区	会社員	20	860,000 (43,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載していません。

2. 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

3. 鈴木健仁、緒方秀和は、平成30年4月1日付で当社取締役に選任されております。

新株予約権④

平成30年6月8日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岡田 康嗣	東京都文京区	会社員	600	30,000,000 (50,000)	当社の従業員
小川 直剛	東京都豊島区	会社員	300	15,000,000 (50,000)	当社の従業員
佐田 健介	東京都世田谷区	会社員	300	15,000,000 (50,000)	当社の従業員
鈴木 健仁	東京都世田谷区	会社役員	100	5,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
杉山 達也	神奈川県横浜市都筑区	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の従業員
古川 喜久	神奈川県川崎市幸区	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の従業員
吉田 香穂梨	神奈川県川崎市宮前区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の従業員
中村 公	東京都板橋区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員

(注) 平成30年6月8日開催の取締役会決議により、平成30年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格(単価)は当該株式分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
小川 潤之 （注） 1, 3	東京都千代田区	681,520	49.43
河本 幸士郎 （注） 1, 2	東京都千代田区	226,600 (40,000)	16.43 (2.90)
E E I スマートエネルギー投資事業有限責任組合 （注） 1	東京都品川区東五反田五丁目11番1号	84,000	6.09
川口 正人 （注） 1	東京都江戸川区	80,000	5.80
加藤 裕司 （注） 1	東京都世田谷区	53,200	3.86
山下 幸三 （注） 1	大阪府高槻市	43,200	3.13
廣瀬 一成 （注） 3	神奈川県横浜市青葉区	34,000 (34,000)	2.47 (2.47)
石井 晃 （注） 1	東京都品川区	33,600	2.44
株式会社トリプル・アイ （注） 1	東京都港区虎ノ門一丁目16番6号	28,000	2.03
鈴木 健仁 （注） 3	東京都世田谷区	15,000 (15,000)	1.09 (1.09)
岡田 康嗣 （注） 4	東京都文京区	12,000 (12,000)	0.87 (0.87)
緒方 秀和 （注） 3	東京都世田谷区	10,000 (10,000)	0.73 (0.73)
柳沼 拓弥 （注） 4	東京都千代田区	10,000 (10,000)	0.73 (0.73)
渡辺 まり子 （注） 4	東京都渋谷区	10,000 (10,000)	0.73 (0.73)
小川 直剛（注） 4	東京都豊島区	6,000 (6,000)	0.44 (0.44)
佐田 健介 （注） 4	東京都世田谷区	6,000 (6,000)	0.44 (0.44)
矢竹 菜々 （注） 4	埼玉県所沢市	6,000 (6,000)	0.44 (0.44)
南日本ハウス株式会社 （注） 1	鹿児島県鹿児島市上荒田町38番8号	5,600	0.41
小林 祐治 （注） 1	東京都港区	5,600	0.41
櫻井 浩一 （注） 1	沖縄県石垣市	5,600	0.41
吉岡 晋作 （注） 4	東京都荒川区	4,000 (4,000)	0.29 (0.29)
佐々木 勇輔 （注） 4	東京都中央区	4,000 (4,000)	0.29 (0.29)
千葉 茜 （注） 4	東京都江東区	3,000 (3,000)	0.22 (0.22)
藤原 総一郎	東京都千代田区	2,000	0.15
杉山 達也 （注） 4	神奈川県横浜市都筑区	2,000 (2,000)	0.15 (0.15)
西内 幸士	東京都港区	1,680	0.12
古川 喜久 （注） 4	神奈川県川崎市幸区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
孫 琦超 (注) 4	埼玉県川口市	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
成田 陽 (注) 4	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
小野田 知里 (注) 4	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.07 (0.07)
野口 晃菜 (注) 4	東京都中野区	400 (400)	0.03 (0.03)
加藤 優 (注) 4	東京都台東区	400 (400)	0.03 (0.03)
田中 和歌子 (注) 4	東京都江戸川区	400 (400)	0.03 (0.03)
藤原 美和子 (注) 4	東京都北区	400 (400)	0.03 (0.03)
吉田 香穂梨 (注) 4	神奈川県川崎市宮前区	400 (400)	0.03 (0.03)
中村 公 (注) 4	東京都板橋区	200 (200)	0.01 (0.01)
計	—	1,378,800 (168,200)	100.00 (12.20)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10位)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 当社の従業員
5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

平成30年10月11日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている霞ヶ関キャピタル株式会社の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社及び連結子会社の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年10月11日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている霞ヶ関キャピタル株式会社の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社の平成28年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年10月11日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている霞ヶ関キャピタル株式会社の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年10月11日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている霞ヶ関キャピタル株式会社の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第7期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年9月1日から平成30年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社の平成30年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

